

勤労者財産形成貯蓄積立保険
財形住宅貯蓄積立保険
財形年金積立保険

ご契約のしおり・約款



2022年4月

目次

ご契約のしおり		ページ
保険用語のご説明	お知らせとお願い	1
	・ご契約の申込書は、ご自身で正確にご記入ください	1
	・保険契約締結の「媒介」と「代理」について	1
	・生命保険募集人について	2
	・「生命保険契約者保護機構」について	2
特長としくみ		
	・太陽生命の財形保険の特長としくみ	4
	・一般財形・財形住宅・財形年金の保障は次のとおり開始されます	8
保険金	・給付金・年金などのお支払	
	・保険金・給付金・年金などのお支払	9
保険金をお支払しない場合		
	・保険金をお支払できないことがあります	11
財形年金の前厚型・上乘せ年金について		
	・財形年金の前厚型の取扱・上乘せ年金支払特別の取扱	12
保険料のお払込み		
	・保険料のお払込み方法	13
ご契約後について		
	・ご契約の内容を変更することができます	14
	・解約に際してのご注意	14
	・契約者配当金のお支払方法	16
	・退職時の取扱	16
税金について		
	・税務上の取扱	17
保険金	・給付金などの請求書類	
	・保険金・給付金などのご請求には、次の書類をご提出ください	18
事情の変更について		
	・事情の変更規定が適用されることがあります	19
時効について		
	・時効	19
海外勤務の場合		
	・海外勤務の場合の取扱	20
育児休業等取得の場合		
	・育児休業等取得の場合の取扱	20
その他		
	・その他	20
約 款		
勤労者財産形成貯蓄積立保険普通保険約款		
	・この保険の趣旨	21
	・総則	21
	・保険料の払込み	22
	・満期保険金の支払	23
	・災害死亡保険金又は災害高度障害保険金の支払	23
	・死亡給付金又は高度障害給付金の支払	25
	・返戻金、契約者配当金その他の取扱い	28
	別表1 災害高度障害保険金又は高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態	33
	別表2 積立金額例表	34
	別表3 災害死亡保険金の支払対象となる感染症	34
	別表4 必要書類	35
	備考1 勤労者財産形成貯蓄積立保険の税制上の取扱いについて	36
財形住宅貯蓄積立保険普通保険約款		
	・この保険の趣旨	37
	・総則	37

・保険料の払込み	38
・生存給付金の支払い	39
・災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払い	39
・死亡給付金または高度障害給付金の支払い	41
・返戻金、契約者配当金その他の取扱い	43
別表1 必要書類	49
別表2 災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態	50
別表3 積立金額例表	50
別表4 災害死亡保険金の支払対象となる感染症	51
備考1 財形住宅貯蓄積立保険の税制上の取扱いについて	51

財形年金積立保険普通保険約款

・この保険の趣旨	53
・総則	53
・年金、保険金、給付金の支払	54
・責任開始期	58
・保険料の払込み	58
・契約者配当金	60
・保険契約の解除、解約等	60
・保険契約の内容の変更その他の取扱い	64
・前厚型の年金支払特則	66
・上乗せ年金支払特則	66
・年金の分割支払特則	68
・満55歳で退職する場合の保険料払込期間等の変更特則	68
別表1 積立金額例示表	69
別表2 第1回年金額	69
別表3 10年保証終身年金の、第10回までの年金のうち未払年金の現価	70
別表4 確定年金の、年金のうちの未払年金の現価	70
別表5 対象となる高度障害状態	71
別表6 必要書類	72
別表7 10年保証終身年金の、第10回年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価	73
別表8 確定年金の、年金支払期間中に支払うべき増加年金の未払年金の現価	74
別表9 災害死亡保険金の支払対象となる感染症	74
別表10 上乗せ年金支払特則の適用対象となる事由	75
備考 財形年金積立保険の税制上の取扱いについて	77

ご契約に際して、「重要事項」について

項 目	しおりの該当頁
・一般財形・財形住宅・財形年金の保障開始	8
・保険金・給付金・年金などのお支払	9
・保険金をお支払できない場合	11
・財形年金の前厚型、上乗せ年金支払特則の取扱	12
・保険料のお払込み方法	13
・ご契約内容の変更	14
・解約に際してのご注意	14
・契約者配当金のお支払方法	16
・退職時の取扱	16
・税務上の取扱	17
・保険金・給付金などの請求書類	18
・事情の変更	19

保険用語のご説明

- この小冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明いたします。
- | | |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 約 款 | ご契約から消滅までの契約内容を記載したものです。 |
| 契約者証 | ご契約のお引受けの証として当社からお渡しするものです。 |
| 契約者 | 当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。この保険の場合は勤労者財産形成促進法に定める勤労者に限ります。 |
| 被保険者 | 生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。この保険の場合はご契約者と同じ人です。 |
| 年金受取人
（財形年金の場合） | 年金をお受け取りになる人のことをいいます。この保険の場合はご契約者と同じ人です。 |
| 保険金（給付金）受取人
年金（財形年金の場合） | 保険金または給付金をお受け取りになる人のことをいいます。 |
| 給付金 | 年金支払開始日以後、当社から支払われるお金のことです。 |
| 保険金 | 被保険者が死亡・高度障害のときなどに当社から支払われるお金のことです。 |
| 保険料 | ご契約者が払い込まれるお金のことです。 |
| 契約年齢の計算 | 被保険者の年齢は満年齢で計算します。 |
| 責任開始期 | 申し込まれたご契約の保障が開始される時をいいます。 |
| 契約日 | 責任開始の日を基準として、事業主と当社が協議して定めた日が契約日となります。 |
| 契約応当日 | ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日のことです。 |
| 年金支払開始日
（財形年金の場合） | 被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。 |
| 年金支払日
（財形年金の場合） | 第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。 |
| 第1回保険料充当金 | 申込みをし、賃金から最初に控除されたお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。 |
| 契約者配当金 | 資産の運用成果により生じた剰余金から、ご契約者に公平に分配してお支払するお金のことをいいます。 |
| 責任準備金 | 将来のお支払のためにご契約者が払い込まれる保険料のなかから会社が積み立てておく準備金のことをいいます。 |
| 解約払戻金 | ご契約が解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。 |
| 予定利率 | ご契約者が払い込まれる保険料のうち将来のお支払のために積み立てられる部分に付利される利率のことをいいます。予定利率は将来変更されることがあります。 |

お知らせとお願い

ご契約の申込書は、ご自身で正確にご記入ください

- 申込書は、契約者ご自身で記入してください。記入内容を十分おたしかめのうえ署名、押印をお願いします。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

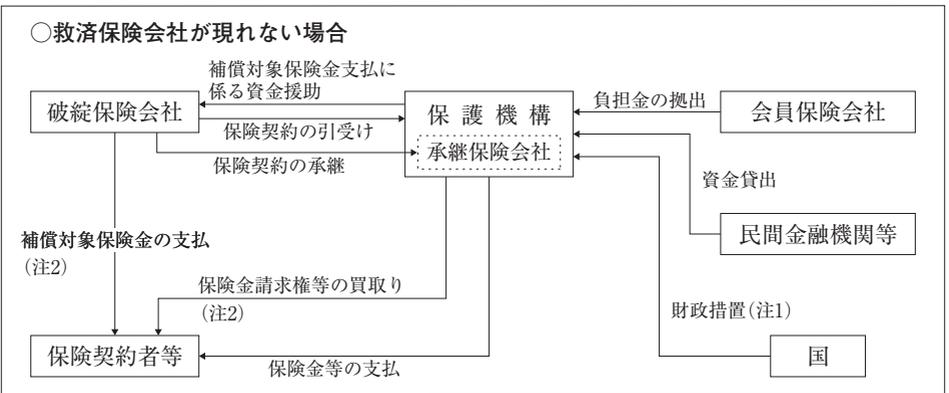
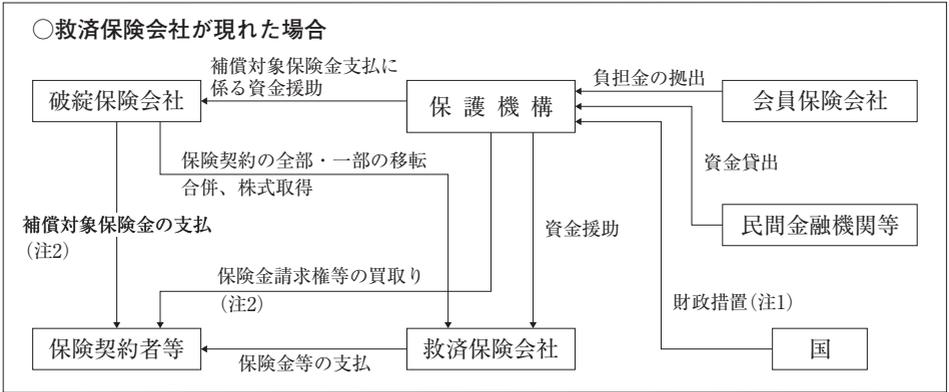
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険

者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

● 仕組みの概略図



- (注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

太陽生命の財形保険の特長としくみ

1. 一般財形

正式名称

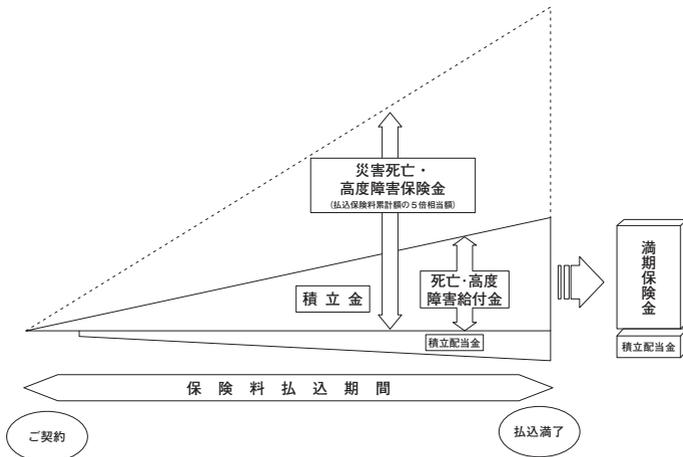
この保険の正式名称は、「勤労者財産形成貯蓄積立保険」です。

特長

この保険は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成貯蓄専用のものであり、一般の生命保険とは異なり、保険料は生命保険料控除の対象にはなりません。

- 保険期間満了の日における積立金を満期保険金として、積立配当金とあわせてお支払します。
- 不慮の事故などによる死亡・高度障害のときには、払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金として、積立配当金とあわせてお支払します。
※払込保険料累計額とは、この保険契約の保険料として払い込まれた金額の合計額をいいます。
- 普通のご病気による死亡・高度障害のときには、死亡・高度障害時の積立金を死亡・高度障害給付金として、積立配当金とあわせてお支払します。

しくみ



(*) しくり図は概念図であり、金額の大小を表すものではありません。

2. 財形住宅

正式名称

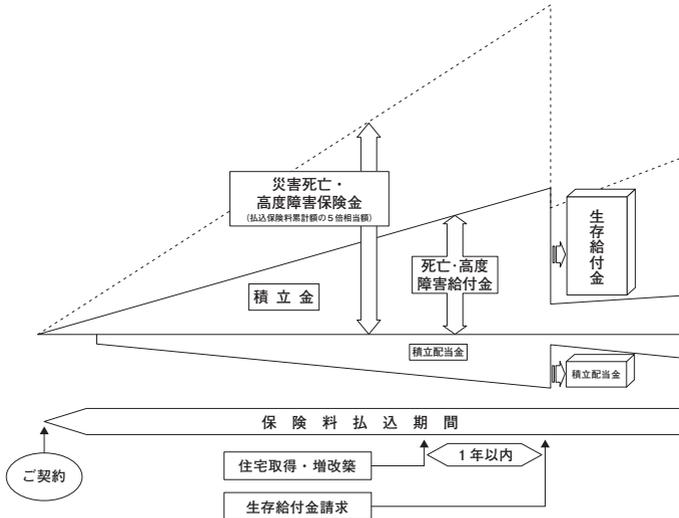
この保険の正式名称は、「財形住宅貯蓄積立保険」です。

特長

この保険は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成住宅貯蓄専用のものであり、一般の生命保険とは異なり、保険料は生命保険料控除の対象にはなりません。税法が定める優遇措置を受けることができます。

- 住宅取得または増改築等のための資金として、積立金の全部または一部を生存給付金として、積立配当金とあわせてお支払します。
- 不慮の事故などによる死亡・高度障害のときには、払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金として、積立配当金とあわせてお支払します。
※払込保険料累計額とは、この保険契約の保険料として払い込まれた金額の合計額をいいます。
- 普通のご病気による死亡・高度障害のときには、死亡・高度障害時の積立金を死亡・高度障害給付金として、積立配当金とあわせてお支払します。

しくみ



(*) しくみ図は概念図であり、金額の大小を表すものではありません。

3. 財形年金

正式名称

この保険の正式名称は、「財形年金積立保険」です。

特長

この保険は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成年金貯蓄専用のものであり、一般の生命保険とは異なり、保険料は生命保険料控除の対象にはなりません。税法が定める優遇措置を受けることができます。

- ご契約時に、年金の種類・型等をご選択いただけます。年金の種類は、「確定年金」または「10年保証終身年金」があります。

確定年金

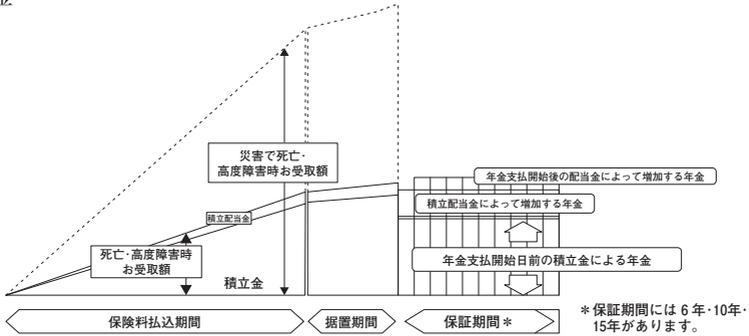
- ①年金支払開始日以降、年金支払期間中、被保険者が生存されている限り、年金をお支払します。
- ②年金支払期間中に被保険者が死亡された場合は、被保険者の法定相続人に未払年金の現価をお支払します。
- ③年金の型は定額型（年金額が毎年、第1回年金額と同額）で、年金支払期間には6年・10年・15年があります。

10年保証終身年金

- ①年金支払開始日以降、被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金をお支払します。
 - ②年金支払開始日以後第10回年金支払日前に被保険者が死亡された場合は、被保険者の法定相続人に第10回までの年金のうちの未払年金の現価をお支払します。
 - ③年金の型は定額型（年金額が毎年、第1回年金額と同額）と通増型（年金額が毎年、第1回年金額の5%相当額ずつ増加）とがあります。
- 年金支払開始日前の不慮の事故などによる死亡・高度障害のときには、払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金として、積立配当金とあわせてお支払します。
※払込保険料累計額とは、この保険契約の保険料として払い込まれた金額の合計額をいいます。
 - 年金支払開始日前の普通のご病気による死亡・高度障害のときには、死亡・高度障害時の積立金を死亡・高度障害給付金として、積立配当金とあわせてお支払します。

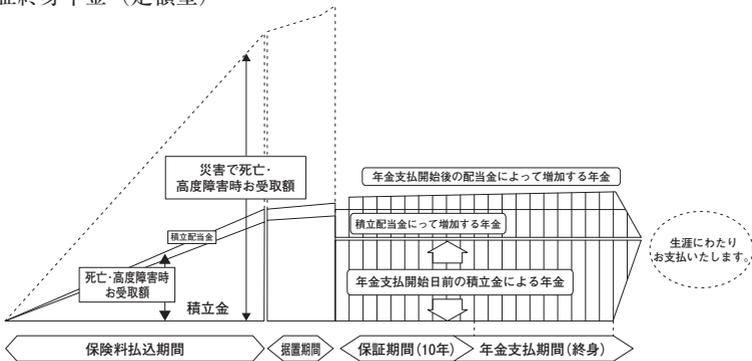
しくみ

(1)確定年金



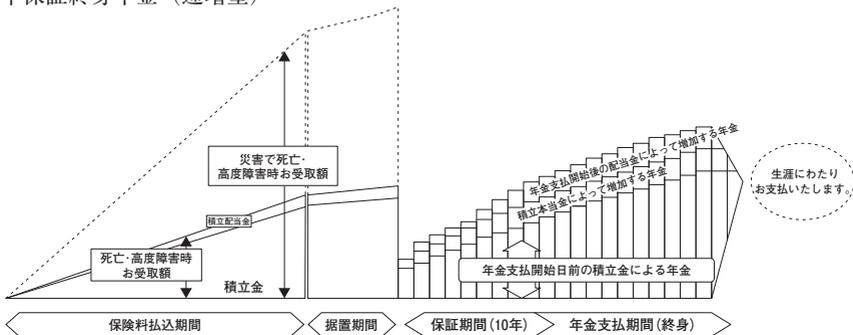
- (*) 年金額は今後予定利率の変更等により変動し、年金支払開始直前に確定します。
- (*) しくみ図は概念図であり、金額の大小を表すものではありません。

(2)10年保証終身年金（定額型）



- (*) 年金額は今後予定利率の変更等により変動し、年金支払開始直前に確定します。
- (*) しくみ図は概念図であり、金額の大小を表すものではありません。

(3)10年保証終身年金（逓増型）



- (*) 年金額は今後予定利率の変更等により変動し、年金支払開始直前に確定します。
- (*) しくみ図は概念図であり、金額の大小を表すものではありません。

一般財形・財形住宅・財形年金の保障は次のとおり開始されます。

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第2条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第2条
	財形年金積立保険	約款第9条

- お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、勤務先がこのご契約の第1回保険料に相当する金額をご契約者に支払う賃金より控除した日からご契約の責任を開始します。

保険金・給付金・年金などのお支払

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第1条・8条・9条・10条・13条・14条・17条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第1条・7条・8条・9条・12条・13条・16条
	財形年金積立保険	約款第1条・5条・29条

	保険金・給付金・年金等の名称	支払事由	支払額	受取人
一般財形	満期保険金	被保険者が保険期間の満了の日の終了時に生存しているとき	満了の日における積立金	契約者
	災害死亡保険金	被保険者が責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、事故発生日から起算して180日以内に死亡したとき	事故発生時における保険料累計額の5倍相当額	災害死亡保険金受取人
	災害高度障害保険金	被保険者が責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、事故発生日から起算して180日以内に、かつ保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金に相当する金額	被保険者
	死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき（但し、災害死亡保険金の支払われる場合を除く）	死亡日における積立金	死亡給付金受取人
	高度障害給付金	被保険者が責任開始日以後の傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき（但し、災害高度障害保険金の支払われる場合を除く）	高度障害日における死亡給付金に相当する金額	被保険者
財形住宅	生存給付金	契約者が財形法および同法施行令に定める住宅の取得または増改築等のため生存給付金を請求した場合に、所定の必要書類が当会社に到着した日（払出基準日）に被保険者が生存しているとき	払出基準日における積立金の全部または一部	契約者
	災害死亡保険金	被保険者が責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	事故発生時における保険料累計額の5倍相当額	災害死亡保険金受取人
	災害高度障害保険金	被保険者が責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に、かつ保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金に相当する金額	被保険者
	死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき（但し、災害死亡保険金の支払われる場合を除く）	死亡日における積立金	死亡給付金受取人

保険金・給付金・年金等の名称		支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	
財形住宅	高度障害給付金	被保険者が責任開始日以後の傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき（但し、災害高度障害保険金の支払われる場合を除く）	高度障害日における死亡給付金に相当する金額	被保険者	
財形年金	年金	10年保証終身年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	1. 逡増型 (ア)第1回の年金額は第1回年金額と同額 (イ)第2回以後の年金額は前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した額 2. 定額型 第1回金額と同額	被保険者
			被保険者が年金支払開始日以後第10回年金支払日前に死亡したとき	第10回までの年金のうちの未払年金現価	被保険者の法定相続人
	確定年金		被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	第1回年金額と同額	被保険者
			被保険者が年金支払開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	未払年金の現価	被保険者の法定相続人
		災害死亡保険金	被保険者が責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、事故発生日から起算して180日以内で、かつ年金支払開始日前に死亡したとき	事故発生時における保険料累計額の5倍相当額	死亡給付金受取人
		災害高度障害保険金	被保険者が責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、事故発生日から起算して180日以内で、かつ年金支払開始日前に所定の高度障害状態になられたとき	事故発生時における保険料累計額の5倍相当額	被保険者
	死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき（但し、災害死亡保険金の支払われる場合を除く）	死亡日における積立金	死亡給付金受取人	
	高度障害給付金	被保険者が責任開始日以後の傷害または疾病によって年金支払開始日前に所定の高度障害状態になられたとき（但し、災害高度障害保険金の支払われる場合を除く）	高度障害日における積立金	被保険者	

災害死亡保険金受取人・死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある者を除く）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある者とします。なお、これ以外の人を指定することもできます。

保険金をお支払できないことがあります。

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第12条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第11条
	財形年金積立保険	約款第5条

●免責事由に該当した場合

次のような場合には災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払事由が生じても保険金のお支払はいたしません。

- ・被保険者の故意または重大な過失
- ・受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の犯罪行為
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱
その該当被保険者の数が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当社はその程度に応じて保険金の全額またはその金額を削減してお支払します。

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第24条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第22条
	財形年金積立保険	約款第20条

●重大事由によりご契約が解除された場合

保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなどの重大事由でご契約が解除となった場合は、保険金・給付金をお支払することはできません。（財形年金は、「年金」を含む）重大事由とは次のようなものをいいます。

- ①ご契約者や受取人等が保険金・給付金を詐取る目的で事故（未遂を含む）を起こしたとき
- ②受取人に保険金・給付金の請求に関して詐欺行為（未遂を含む）があったとき（財形年金は、「年金」を含む）
- ③ご契約者や受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ④当社のご契約者または受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第29条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第28条
	財形年金積立保険	約款第26条

●詐欺による取消しの場合

ご契約者または災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められるためにご契約を取り消した場合は、災害死亡保険金、死亡給付金をお支払することはできません。

この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払戻しません。

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第30条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第29条
	財形年金積立保険	約款第27条

●保険金不法取得目的による無効の場合

ご契約者が災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得させる目的でご契約の締結をされたものと認められるためにご契約が無効とされた場合は、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金をお支払することはできません。

この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払戻しません。

財形年金の前厚型の取扱・上乗せ年金支払特則の取扱

参照 財形年金積立保険 約款第38条・39条

●前厚型の取扱

- ・保険料払込満了日の2週間前までにお申出があれば、6回目以後の年金額の一部を原資として1回目から5回目の年金額に加えてお支払します。なお、6回目以後の年金額は、当初より少なくなります。6年の確定年金は前厚型の取扱はできません。
- ・前厚型の年金の請求は、ご契約者が勤務先の勤労者である場合に限り取り扱います。この場合、前厚型の年金請求手続きを事業主を通じて行うことを要します。

●上乗せ年金支払特則の取扱について

- ・年金支払開始後、被保険者またはその配偶者に重度の障害・疾病その他これに準ずる事由(注)が生じたとき、お申出により年金の支払期間を短縮して年金額の上乗せ支払を行います。
- ・上乗せ年金の支払期間は、当社の定める範囲内で年金受取人の指定した期間とします。ただし、2年以上であることを要します。
- ・上乗せ年金は、確定年金(定額型)となります。
- ・年金の型が前厚型の場合やすでに上乗せ年金の支払を取り扱っている場合は、上乗せ年金の支払はお取扱できません。
- ・上乗せ年金の適用を請求する場合は、年金受取人は所定の必要書類(約款別表6)をご提出ください。

(注) 下記の身体障害の状態になったとき、または医師の診断により6か月以上の療養が必要と証明された場合をいいます。

- ① 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- ③ 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
- ④ 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ⑤ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
- ⑨ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- ⑩ 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
- ⑪ 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
- ⑫ 10足指の用を全く永久に失ったもの
- ⑬ 1足の5足指を失ったもの

保険料のお払込み方法

参照 勤労者財産形成貯蓄積立保険 約款第4条
財形住宅貯蓄積立保険 約款第4条
財形年金積立保険 約款第10条

- 保険料は、事業主が保険料に相当する金額をご契約者に支払う賃金から控除し、払込期日までにご契約者にかわって当社に払い込んでいただきます。
- 保険料の払込累計額には次の制限があります。

一般財形	3,000万円
財形住宅	財産形成非課税住宅貯蓄申告書にて 申告いただいた非課税限度額
財形年金	財産形成非課税年金貯蓄申告書にて 申告いただいた非課税限度額

※なお、非課税限度申告額は所定の書類の提出により変更できますが、最高限度額は財形住宅が550万円、財形年金が385万円で、かつ両方あわせて550万円と定められています。(2022年2月現在)

ご契約の内容を変更することができます。

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第33条・34条・35条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第33条・34条・35条
	財形年金積立保険	約款第28条

- 当社の定めるところにより、次のような変更を取り扱います。それぞれ約款の該当条項をご参照のうえ、勤務先を経由してお申出ください。
 - ・ 保険料の払込方法
 - ・ 保険料額
 - ・ 保険料払込期間
 - ・ 年金支払開始日（財形年金の場合）
 - ・ 年金の種類（財形年金の場合）
 - ・ 年金の型（財形年金の場合）
 - ・ 確定年金の年金支払期間（財形年金の場合）
- 財形年金につきましては、変更は保険料払込期間中に限りお取扱できます。据置開始後または年金支払開始後の契約変更はお取扱できません。

解約に際してのご注意

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第21条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第23条
	財形年金積立保険	約款第21条

- ご契約者はいつでも将来に向かってこのご契約を解約することができます。ただし、財形年金については年金支払開始日前に限ります。（確定年金の場合は、年金支払開始日以後も解約することができます）
- ご契約後短期間のお払込みで解約されますと、解約返戻金は払込保険料累計額より少ない場合があります。
- 財形年金の場合、年金支払開始日以後の取扱は以下のとおりとなります。
 - ・ 10年保証終身年金の場合
年金支払開始日以後の解約はお取扱できません。
 - ・ 確定年金の場合
年金支払開始日以後、いつでも解約することができます。ただし、解約された場合非課税の特典がなくなります。
- 財形住宅において、生存給付金として残高の一部が支払われた後、「その払出基準日から2年を経過する日」または「住宅取得または増改築の日から1年を経過する日」のいずれか早い日までの間に、所定の書類の提出がなかった場合には、「払出基準日から2年を経過する日」に解約されたものと見なされます。
- 財形住宅および財形年金については、保険料のお払込がないままに2年を経過した場合、その2年を経過した日にご契約者によって解約されたものと見なします。ただし、海外転勤者が「海外勤務者の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書」を出国する日までに提出した場合、および育児休業等をする者が「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」を育児休業等の開始の日までに提出した場合は、当社の定めるところによります。

●2017年7月1日以降契約の解約返戻金の例示は以下のとおりです。

・一般財形、財形住宅の場合の返戻金額例表

毎月1,000円ずつ定期払込みの場合

経過年数	返戻金
1年	11,930円
2	23,960
3	36,000
4	48,110
5	60,280
7	84,810
10	122,090
15	185,580

・財形年金の場合の返戻金額例表

(年金支払開始日前の場合)

毎月1,000円ずつ定期払込みの場合

		保険料払込 期間中	保険料払込期間経過後		
			保険料払込期間経過後の年数		
			1年	3年	5年
保険料 払込 年数	年	円	円	円	円
	1	11,930	—	—	—
	2	23,960	—	—	—
	3	36,000	—	—	—
	4	48,110	—	—	—
	5	60,280	60,540	61,170	61,810
	7	84,810	85,200	86,090	87,000
	10	122,090	122,680	123,970	125,300
	15	185,580	186,510	188,500	190,540
	20	250,820	252,110	254,840	257,630
	25	317,910	319,580	323,090	326,670
30	386,950	—	—	—	

(年金支払開始日以後の場合 (確定年金に限る))

(第1回年金額1万円について)

解約日	年金支払期間				
	6年	10年		15年	
		定額型	前厚型	定額型	前厚型
	円	円	円	円	円
第1回年金支払日	49,020	86,520	62,960	131,340	85,370
第2回年金支払日	39,410	77,280	53,490	122,550	76,130
第3回年金支払日	29,700	67,950	43,930	113,680	66,790
第4回年金支払日	19,900	58,530	34,270	104,710	57,360
第5回年金支払日	10,000	49,020	24,510	95,660	47,830
第6回年金支払日	—	39,410	19,700	86,520	43,260
第7回年金支払日	—	29,700	14,850	77,280	38,640
第8回年金支払日	—	19,900	9,950	67,950	33,980

第9回年金支払日	—	10,000	5,000	58,530	29,270
第10回年金支払日	—	—	—	49,020	24,510
第11回年金支払日	—	—	—	39,410	19,700
第12回年金支払日	—	—	—	29,700	14,850
第13回年金支払日	—	—	—	19,900	9,950
第14回年金支払日	—	—	—	10,000	5,000

(注) 財形年金積立保険 約款第39条の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

契約者配当金のお支払方法

参照 勤労者財産形成貯蓄積立保険 約款第32条
 財形住宅貯蓄積立保険 約款第32条
 財形年金積立保険 約款第14条・15条

●一般財形・財形住宅の場合

ご契約後2年目からの契約者配当金は当社所定の利率で積み立てておき、保険金・給付金・返戻金などと合わせてお支払します。

●財形年金の場合

・年金支払開始日以前の支払方法

ご契約後2年目からの契約者配当金は当社所定の利率で積み立てておき、年金支払開始日に年金額の増額にあてます。ただし、年金支払開始日前にご契約が消滅した場合は、積み立てられた契約者配当金をご契約者（災害死亡保険金または死亡給付金支払の場合は、その受取人）にお支払します。

・年金支払開始日後の支払方法

年金額の増額にあてます。

●いずれの保険種類も、積立配当金の途中引き出しはできません。

●契約者配当金は変動（増減）し、決算実績によっては0となることもあります。

- ・契約者配当金額はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する契約者配当金額は現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、契約者配当金額は今後の経済情勢により変動します。
- ・積立配当金の積立利率も経済情勢等により変動します。

退職時の取扱

参照 勤労者財産形成貯蓄積立保険 約款第25条・28条
 財形住宅貯蓄積立保険 約款第24条・27条
 財形年金積立保険 約款第22条・25条

●ご契約者が退職や転任によりその勤務先の勤労者の資格を失い、保険料を賃金から控除できなくなった場合は、退職・転任等の日から2年を経過した日にご契約者により解約されたものと見なします。

●転任先または再就職先で財形制度が採用されており、当社が取扱金融機関の一つとして指定されている場合は、2年以内に所定のお手続きをしていただきますと、ご契約を継続することができます。

●転任先または再就職先で財形制度が採用されており、当社が取扱金融機関等に指定されていない場合には、2年以内に所定のお手続きをしていただきますと、ご契約の解約金を新金融

機関等に直接払い込むことによって、財形貯蓄を継続することができます。この場合、当解約金の支払日の前日の終了時にこの保険契約は消滅となります。

※財形住宅および財形年金については、解約金が新金融機関の取り扱える非課税限度額の制限を超過する場合、お取扱できないことがあります。

税務上の取扱

※記載の内容は2022年2月現在のものです。

●一般財形

- ・満期保険金または解約返戻金に積立配当金を加えた金額から払込保険料累計額を差し引いた金額（差益といいます。）が課税対象となり、20%の源泉分離課税となります。
また、2013年より納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税としてあわせて源泉分離課税されます。
- ・保険料は一般の生命保険と異なり、生命保険料控除の対象とはなりません。

●財形住宅

- ・ご契約できる保険料の最高限度は、保険料払込期間を通じて払込総額550万円までです。なお、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」にて申告できる非課税限度額は最高550万円までで、「財産形成非課税年金貯蓄申告書」の申告額と合わせて550万円となります。
- ・受け取る生存給付金は要件違反のない限り、非課税となります。
- ・次のような要件違反が生じた場合、払出時に生じる差益（生存給付金または解約返戻金＋積立配当金－払込保険料累計額）は20%の源泉分離課税となります。
また、2013年より納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税としてあわせて源泉分離課税されます。
 - ①解約された場合
 - ②住宅取得または増改築等が、財形法および関係政省令で定めた要件に該当しない場合（床面積・築後年数・工事費用等が政省令の基準に該当しない場合等）
 - ③住宅取得または増改築後、1年以内に所定の書類の提出とともに払出が行われなかった場合
 - ④住宅取得または増改築前に払出をされた場合で、払出の日から2年を経過する日または住宅取得または増改築等の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに所定の書類の提出がなされなかった場合
 - ⑤最後の払込から2年以上経過した場合
- ・保険料は一般の生命保険と異なり、生命保険料控除の対象とはなりません。

●財形年金

- ・ご契約できる保険料の最高限度は、保険料払込期間を通じて払込総額385万円までです。なお、「財産形成非課税年金貯蓄申告書」にて申告できる非課税限度額は最高385万円までで、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」の申告額と合わせて550万円となります。
- ・受け取る年金は、非課税となります。
- ・年金支払開始前の解約等要件違反の場合、払出時に生じる差益（解約返戻金＋積立配当金－払込保険料累計額）は一時所得として課税対象となります。
- ・保険料は一般の生命保険と異なり、生命保険料控除の対象とはなりません。

●一般財形・財形住宅・財形年金

- ・お受取りになる次の保険金、給付金の税制上の取扱は次のとおりとなります。
 - ①災害死亡保険金および死亡給付金……相続税の課税対象となります。
 - ②災害高度障害保険金および高度障害給付金……非課税扱いになります。
- なお、災害死亡保険金を相続人が受け取られる場合、相続税法上法定相続人1人につき

500万円まで非課税になります。ただし、死亡給付金の場合はこの取扱を受けることができません。

保険金・給付金などのご請求には、次の書類をご提出ください。

参照 勤労者財産形成貯蓄積立保険 別表4
財形住宅貯蓄積立保険 別表1
財形年金積立保険 別表6

保険種類	請求に必要な書類等	当会社所定の請求書	受取人の戸籍抄本	受取人の印鑑証明書	当会社所定の様式による医師の診断書 または死体検案書	偶発的な外来の事故であることを証する書類	被保険者の住民票	被保険者の戸籍抄本	被保険者の印鑑証明書	財形法および同法施行令に基づく書類	年金証書	被保険者の法定相続人の戸籍抄本	被保険者の法定相続人の印鑑証明書	配偶者の戸籍抄本	被保険者または配偶者の当会社所定の様式による医師の診断書
	保険金・給付金・年金等の名称														
一般財形	満期保険金	○													
	災害死亡保険金	○	○	○	○	○	○※								
	災害高度障害保険金	○			○	○		○	○						
	死亡給付金	○	○	○	○		○※								
	高度障害給付金	○			○			○	○						
財形住宅	生存給付金	○								○					
	災害死亡保険金	○	○	○	○	○	○※								
	災害高度障害保険金	○			○	○		○	○						
	死亡給付金	○	○	○	○		○※								
	高度障害給付金	○			○			○	○						
財形年金	第1回年金	○						○	○						
	第2回以後年金	○						○	○		○				
	災害死亡保険金	○	○	○	○	○	○※								
	災害高度障害保険金	○			○	○		○	○						
	死亡給付金	○	○	○	○		○※								
	高度障害給付金	○			○			○	○						
	年金支払開始日以降の被保険者死亡の場合の未払年金現価	○			○						○	○	○		
	上乘せ年金支払特別の適用	○							○		○			○	○

(注)・当会社は上記の書類以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認める場

合があります。

- ・※印は、当社が必要と認めた場合は「被保険者の戸籍抄本」をご提出いただきます。

上記請求書類は、必ず勤務先を経由して当社にご提出ください。

事情の変更規定が適用されることがあります。

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第37条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第37条
	財形年金積立保険	約款第36条

- 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などご契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により特に必要があると認めたときには、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基準を将来に向かって変更することがあります。
- 前項の規定によりこの普通保険約款の規定または保険料、積立金の計算の基礎を変更するときは、変更日の2カ月前までにご契約者にその旨を通知します。
- 保険料、積立金等の計算の基礎が変更される場合、変更後に計算される積立金額や各種給付金額、財形年金の年金額等は、変更しなかった場合に予想される金額と比較して変動（上下）します。

一般に、

予定利率が引き上げられる場合は、

変更後に計算される積立金額や各種給付金額、財形年金の年金額等は、変更しなかった場合に予想される金額と比較して、増加します。

予定利率が引き下げられる場合は、

変更後に計算される積立金額や各種給付金額、財形年金の年金額等は、変更しなかった場合に予想される金額と比較して、減少します。

時効

参照	勤労者財産形成貯蓄積立保険	約款第38条
	財形住宅貯蓄積立保険	約款第38条
	財形年金積立保険	約款第37条

- 年金、保険金、給付金、返戻金その他の払戻金または契約者配当金を請求する権利は、3年間請求がない場合には削減しますのでご注意ください。

海外勤務の場合の取扱

- 一般財形の場合
 - ・引き続き国内払いの賃金から保険料のお払込みを継続できます。
 - ・この場合、住所の変更届を勤務先を経由して当社にご提出ください。
- 財形住宅・財形年金の場合
 - ・出国するまでに「海外転勤者の財形非課税貯蓄継続適用申告書」をご勤務先を経由して当社にご提出ください。
 - ・この手続きにより、海外勤務中も最長7年間に限り、国内勤務期間中の残高とそれに係る利子に対して非課税の適用を受けることができます。
 - ・ただし、一般財形とは異なり、国内払いの賃金から保険料のお払込みはできませんのでご注意ください。(中断扱い)
 - ・帰国後の手続きについては、国内の勤務先への発令の日から2カ月以内に、「海外転勤者の特別国内勤務申告書」を勤務先を経由して当社にご提出ください。
なお、保険料払込みの再開の手続きをしていただくことにより、引き続きお払込みを継続することができます。

育児休業等取得の場合の取扱

- 財形住宅・財形年金の場合
 - ・育児休業等（*）を取得し保険料の払込みを中断する場合は、育児休業等の取得前に、「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申込書」を勤務先を経由して当社にご提出ください。
 - ・この手続きにより、育児休業等の終了後、最初に保険料払込みを行うべき日（毎月払いの方は、原則、最初の給与支払日）に保険料払込みを再開すれば、引き続き利子等に対して非課税の適用を受けることができます。
- *育児休業等とは産前・産後休業および3歳未満の子を養育するためにする休業をいいます。

その他

- 契約者貸付、保険料の自動振替貸付、延長保険への変更および保険料払込免除等のお取扱はできません。
- 積立金の残高は毎年お知らせします。
- 勤労者財産形成促進法の規定に基づく財形持家融資制度を利用することができます。
持家の取得またはリフォームに際し、独立行政法人勤労者退職金共済機構から勤務先等を通じて（公務員の場合は独立行政法人勤労者退職金共済機構から共済組合等を通じてもしくは共済組合等から）または独立行政法人住宅金融支援機構もしくは沖縄振興開発金融公庫から融資が受けられます。
お手続き等につきましては勤務先の財形事務担当者、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、共済組合等または財形融資業務の取扱金融機関にお問合せください。
なお、個人融資の場合の資格の有無の判定および貸付限度額の決定の基準となる「預貯金等の額」とは、この保険の場合、責任準備金相当額と契約者配当金（これに付される利息を含む）の合計額をいいます。

(この保険の趣旨)

この保険は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成貯蓄契約専用のものであって、次の給付を行うことを主な内容とするものです。なお、この保険は、税制上、一般の生命保険の場合と異なり、その保険料は、生命保険料控除の対象となりません。

1. 満期保険金
被保険者が保険期間の満了の日の終了時に生存しているときに支払います。
2. 災害死亡保険金
被保険者が保険期間中に偶発的な外来の事故又は特定感染症によって死亡したときに支払います。
3. 災害高度障害保険金
被保険者が保険期間中に偶発的な外来の事故によって所定の高度障害状態（別表1）になったときに支払います。
4. 死亡給付金
被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。
5. 高度障害給付金
被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態（別表1）になったときに支払います。ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。

1. 総則

(保険契約関係者)

- 第1条 この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者とします。
- ② この保険契約の被保険者及び満期保険金の受取人は、保険契約者と同一人とし、保険契約者以外の者に変更することはできません。
 - ③ この保険契約の災害高度障害保険金及び高度障害給付金の受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。
 - ④ この保険契約の災害死亡保険金の受取人及び死亡給付金の受取人は同一人とし、第17条（災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人）に規定する者とします。ただし、保険契約者は、第18条（当会社への通知による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更）及び第19条（遺言による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更）の規定により、災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人を変更することができます。

(責任開始期及び保険期間)

- 第2条 当会社は、この保険契約の申込みを承諾した場合には、保険契約者を雇用している事業主（以下「事業主」といいます。）がこの保険契約の第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金（財形法に規定する賃金をいいます。以下同じ。）から控除した日から、この保険契約上の責任を負います。
- ② 前項による責任開始の日を基準として、事業主と当会社とが協議して定めた日を、この保険契約の契約日とします。ただし、当会社がこの保険契約の申込みを承諾した場合で、事業主が第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除した日から契約日までの間に災害死亡保険金、災害高度障害保険金、死亡給付金又は高度障害給付金の支払事由が

生じたときは、当該控除の日にさかのぼってこの日をこの保険契約の契約日とします。

- ③ 当社がこの保険契約の申込みを承諾した場合には、事業主を通じて、保険契約者に対して書面で通知します。
- ④ 当社は、この保険契約の締結時において、保険法第40条及び第69条の書面は交付しません。
- ⑤ この保険契約の保険期間は、この保険契約の締結の際、契約日から起算して3年以上の当社が認める期間の範囲内で定めます。

(積立金)

第3条 この普通保険約款において、積立金とは、この保険契約のために当社が積み立てた責任準備金相当額（別表2例示）をいい、その額は、この保険契約の払込保険料及び経過期間に応じて計算します。

- ② 前項の経過期間は、契約日から保険期間の満了、被保険者の死亡等の日までの月数をもって数えることとします。この場合、これに1カ月未満の端数があるときは、切り上げて1カ月とします。

2. 保険料の払込み

(保険料の定期払込み)

第4条 この保険契約の保険料は、当社の定める金額の範囲内で、保険期間中、定期に払い込む（この場合の払込みを、以下「定期払込み」といいます。）ことを要します。

- ② 前項の保険料の払込みは、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、事業主もしくは事業主がこの保険契約に係る事務の委託を行っている財形法に定める事務代行団体（以下「事務代行団体」といいます。）が保険契約者に代って、その金額をこの保険契約の保険料として払い込むことによって、行うものとします。
- ③ 前項の保険料に相当する金額は、事業主もしくは事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）と当社との間で締結されたこの保険契約に係る事務の取扱いに関する協定（以下「事務取扱協定」といいます。）に基づいて当該事業主等から当社の本店または当社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当社に払い込まれたものとします。
- ④ 第1項の保険料の払込方法は、毎月払、毎賞与時払その他当社が定める方法とし、この保険契約の締結の際、これらの方法のいずれかを選択するものとします。
- ⑤ 保険契約者は、財形法及び同法施行令に定める払込代行契約（以下「払込代行契約」といいます。）を締結する場合の定期払込については、第2項の規定にかかわらず、事業主の賃金控除の方法によることなく、事務代行団体を通じて払い込むことができるものとします。

(財形給付金又は財形基金給付金に係る金銭による保険料の払込み)

第5条 保険契約者は、定期払込みを行うこの保険契約の保険料の払込みを、第4条（保険料の定期払込み）第2項の賃金からの控除によることなく、財形給付金又は財形基金給付金（財形法及び同法施行令により、勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約に基づき支払われるべき財産形成給付金又は財産形成基金給付金をいいます。以下この条において同じ。）に係る金銭によって、行うことができます。

- ② 前項の保険料の払込みは、次の各号に定めるところにより、行うことを要します。
 1. 当社が財形法施行令に規定する給付金支払機関（以下この条において「給付金支払機関」といいます。）を兼ねているときは、財形給付金又は財形基金給付金に係る金銭を振り替えることによって、行うことを要します。ただし、当社が給付金支払機関を兼ねている場合でも、財形法及び同法施行令に規定する一括支払機関に指定されていないときは、次号の規定によるものとします。

2. 当社が給付金支払機関を兼ねていないときは、当該給付金支払機関が、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を払い込むことによって、行うことを要します。
- ③ 第1項の財形給付金又は財形基金給付金に係る金銭は、前項第1号本文のときはその振替えの時、前項第1号ただし書及び第2号のときは当社の本店又は当社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当社に払い込まれたものとします。
- ④ 前項の場合、第1回保険料として払い込まれたときのこの保険契約の責任開始の日及び契約日は、第2条（責任開始期及び保険期間）第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2項第1号本文のときは当該振替えの日、第2項第1号ただし書及び第2号のときは当社の本店又は当社の指定した場所に払い込まれた日とします。

(転職等の場合等の従前の財形貯蓄契約に係る金銭による保険料の払込み)

- 第6条 保険契約者は、財形法及び同法施行令に定める退職、新事業主による雇入れ、転勤等（以下「転職等」といいます。）の事由に基づき預替えを行う場合には、当社の定めるところにより、この保険契約の第4条（保険料の定期払込み）の保険料に相当する金額が当該保険契約者に支払う賃金から最初に控除される日以前に、当社以外の財形貯蓄取扱機関との間ですでに締結されていた直前の勤労者財産形成貯蓄契約に係る金銭によってこの保険契約の第1回保険料に相当する金額の払込みを行うことができます。この場合、この保険契約の責任開始の日は、その払込みによる保険料を当社が受け取った日とします。
- ② 保険契約者は、払込代行契約を締結する場合には、第4条（保険料の定期払込み）第2項の賃金からの控除によることなく、直前の勤労者財産形成貯蓄契約に係る金銭により保険料の払込みを行うことができます。
- ③ 保険契約者は、財形法及び同法施行令に定めるところにより、第1項の事由によらずに預替えを行うことができます。この場合、第1項の規定を準用します。

(事業主の貯蓄金管理中止に伴い返還される貯蓄金に係る金銭による保険料の払込み)

- 第7条 保険契約者は、定期払込みを行うこの保険契約の保険料の払込みを、第4条（保険料の定期払込み）第2項の賃金からの控除によることなく、財形法及び同法施行令の規定に基づき、当社の定めるところにより、事業主の貯蓄金管理中止に伴い返還される貯蓄金に係る金銭によって、行うことができます。
- ② 前項の保険料の払込みは、事業主が、当該保険契約者に代って、行うことを要します。ただし、事業主が事務代行団体にこの保険契約に係る事務の委託を行っているときは、事務代行団体を經由して払い込むことを要します。
- ③ 第1項の事業主の貯蓄金管理中止に伴い返還される貯蓄金に係る金銭は、当社が受け取った時に、この保険契約の保険料として当社に払い込まれたものとします。
- ④ 前項の場合、第1回保険料として払い込まれたときのこの保険契約の責任開始の日は、第2条（責任開始期及び保険期間）第1項の規定にかかわらず、その払込みによる保険料を当社が受け取った日とします。

3. 満期保険金の支払

- 第8条 被保険者が、保険期間満了の日の終了時に生存しているときは、当社は、当該満了の日における積立金を、満期保険金として支払います。
- ② 満期保険金の受取人は、保険期間が満了したときには、すみやかに、別表4に定める必要書類を当社に提出して、満期保険金を請求してください。

4. 災害死亡保険金又は災害高度障害保険金の支払

(災害死亡保険金の支払)

- 第9条 被保険者が、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、保険料累計額の5

倍相当額を災害死亡保険金として、支払います。この場合の保険料累計額は、次の第1号に該当したときは当該事故の発生時、次の第2号に該当したときは当該疾病の発病時（当該疾病が発病した時として、当社が認定した時をいいます。）における保険料累計額とします。

1. 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後に発生した災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別な理由（次号に規定する疾病を除きます。これらを以下「偶発的な外来の事故」といいます。）を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内に死亡したとき
 2. 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後に発病した別表3に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
- ② 前項の保険料累計額とは、この保険契約の保険料として当社に払い込まれた（第1回保険料については、当社に払い込まれていない場合でも、それに相当する金額が賃金から控除された事実があれば、当社に払い込まれたものとして取り扱います。）金額の合計額（保険契約者が、当社の定めるところにより、積立金を払い出したときは、払い出された積立金に対応する保険料の合計額を差し引きます。）をいいます。
- ③ 災害死亡保険金の支払事由が生じている場合で、保険料が次の各号のいずれかの期間に払い込まれたときは、当社は、当該各号の保険料をそのまま払い戻すことはしないで、当該各号の保険料に対応する積立金を計算して、これを、災害死亡保険金の支払の際に、災害死亡保険金の受取人に支払います。この場合の積立金の計算の基準の日は、当該死亡の日とします。
1. 第1項第1号の事故の発生後又は同項第2号の疾病の発病後、当該死亡の日までに、保険料が当社に払い込まれたとき
 2. 当該死亡の日までに、保険料に相当する金額が既に賃金から控除されている場合で、当該死亡の日後当社が定める期間内に、保険料として当社に払い込まれたとき

（災害高度障害保険金の支払）

- 第10条 この保険契約の責任開始の日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内に、かつ、保険期間中に、被保険者に生じた障害が別表1に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかに該当したときは、当社は、前条の災害死亡保険金に相当する金額を災害高度障害保険金として、支払います。この場合、責任開始の日前に既に生じていた障害状態に責任開始の日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態のいずれかに該当したときを含みます。
- ② 前項の規定によって災害高度障害保険金を支払ったときは、この保険契約は、高度障害日（被保険者が高度障害状態に該当した日として、当社が認定した日をいいます。以下同じ。）にさかのぼって消滅します。
- ③ 前条第3項の規定は、この条の場合について準用します。この場合において、同項の規定中「死亡の日」とあるのは「高度障害日」と、「災害死亡保険金」とあるのは「災害高度障害保険金」と読み替えます。

（災害死亡保険金又は災害高度障害保険金の請求手続）

第11条 災害死亡保険金又は災害高度障害保険金の受取人は、前2条に規定する当該保険金の支払事由が生じた日から2カ月以内（正当な事由がある場合には、この期間を経過しても差し支えありません。）に、別表4に定める必要書類を当社に提出して、当該保険金を請求してください。

（災害死亡保険金又は災害高度障害保険金を支払わない場合）

第12条 被保険者が、次の各号のいずれかによって第9条（災害死亡保険金の支払）第1項又

は第10条（災害高度障害保険金の支払）第1項の規定に該当したときは、当社は、災害死亡保険金又は災害高度障害保険金を支払わないで、次条又は第14条（高度障害給付金の支払）の規定を適用します。

1. 被保険者の故意又は重大な過失による時
 2. 災害死亡保険金については、災害死亡保険金の受取人の故意又は重大な過失による時。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 3. 被保険者の犯罪行為による時
 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故による時
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時
 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時
 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時
 8. 地震、噴火又は津波による時
 9. 戦争その他の変乱による時
- ② 前項第8号又は第9号の事由によって死亡し、又は高度障害状態に該当した者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときは、当社は、その程度によって、災害死亡保険金又は災害高度障害保険金の全額を支払い、又は当社の定めるところによりその金額を削減して支払います。

5. 死亡給付金又は高度障害給付金の支払

（死亡給付金の支払）

第13条 被保険者が、保険期間中に死亡したときは、当社は、その死亡の日における積立金を死亡給付金として、支払います。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。

（高度障害給付金の支払）

第14条 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後の傷害又は疾病によって、保険期間中に高度障害状態のいずれかに該当したときは、当社は、高度障害日における死亡給付金に相当する金額を高度障害給付金として、支払います。この場合、責任開始の日前に既に生じていた障害状態に、責任開始の日以後の傷害又は疾病（責任開始の日前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害又は疾病と因果関係のないものに限り）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態のいずれかに該当したときを含みます。

- ② 前項の規定にかかわらず、災害高度障害保険金が支払われる場合には、当社は高度障害給付金を支払いません。
- ③ 第10条（災害高度障害保険金の支払）第2項の規定は、この条の場合について準用します。

（死亡給付金又は高度障害給付金の請求手続）

第15条 死亡給付金又は高度障害給付金の請求手続については、第11条（災害死亡保険金又は災害高度障害保険金の請求手続）の規定を準用します。

（保険金又は給付金の支払の時期及び場所）

第16条 この保険契約の保険金（満期保険金、災害死亡保険金及び災害高度障害保険金をいいます。以下同じ。）又は給付金（死亡給付金及び高度障害給付金をいいます。以下同じ。）は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に当社の本店で支払います。

- ② 保険金又は給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この保険契約の締結時から保険金又は給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認が

できないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金又は給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金又は給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

第9条（災害死亡保険金の支払）、第10条（災害高度障害保険金の支払）、第13条（死亡給付金の支払）又は第14条（高度障害給付金の支払）に定める支払事由発生の有無

2. 第12条（災害死亡保険金又は災害高度障害保険金を支払わない場合）に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

3. 第17条（災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人）第3項、第18条（当会社への通知による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更）第5項又は第19条（遺言による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更）第4項に該当する可能性がある場合

被保険者が死亡した原因

4. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

当会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因

5. この普通保険約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項、第24条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号ア. からエ. までに該当する事実の有無又は保険契約者若しくは保険金若しくは給付金の受取人のこの保険契約締結の目的若しくは保険金若しくは給付金の請求の意図に関するこの保険契約の締結時から保険金若しくは給付金の請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金又は給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関又は医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第5号までに定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 90日

3. 前項第1号、第2号、第3号又は第5号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学又は工学等の科学技術的な特別の調査、分析又は鑑定 120日

4. 前項第1号、第2号、第3号又は第5号に定める事項に関し、保険契約者又は保険金若しくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号、第3号又は第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関又は裁判所に対する照会 120日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

6. 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金又は給付金を請求した者にその旨を通知します。

⑤ 第2項又は第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者又は保険金若しくは給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金又は給付金を支払いません。

(災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人)

第17条 この保険契約の災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある者を除きます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある者とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の締結の際、災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人を定めることができます。
- ③ 死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が前2項に規定する受取人の故意によるときは、死亡給付金の受取人は被保険者の法定相続人とします。その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、当該部分について同様とします。

(当会社への通知による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更)

第18条 保険契約者は、災害死亡保険金又は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、当会社に対する通知により、災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険契約者は、別表4に定める書類を当会社に提出してください。
- ③ 第1項の通知が当会社に到達する前に変更前の災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人に災害死亡保険金又は死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人から災害死亡保険金又は死亡給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- ④ 前条第2項の規定によって定められた受取人又は本条第1項の規定による変更後の受取人が、災害死亡保険金又は死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡して変更されていないときは、前条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、前条第3項の規定を準用します。

(遺言による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更)

第19条 前条の規定によるほか、保険契約者は、災害死亡保険金又は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人を変更することができます。

- ② 前項による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ③ 本条の場合、保険契約者の相続人は、別表4に定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、第17条（災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人）第3項の規定を準用します。

(災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の代表者)

第20条 第17条（災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人）第2項の規定によって定められた受取人又は第18条（当会社への通知による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更）若しくは前条の規定による変更後の受取人が2人以上あるときは、これらの者の災害死亡保険金又は死亡給付金を受け取るべき割合は均等とし、これらの者は、代表者1人を定めることを要します。この場合には、その代表者は、この保険契約について他の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないとき又はその所在が不明のときには、当会社が前項の受取人の1人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ③ 前2項の規定は、第17条（災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人）第1項に規定する同順位の者が2人以上あるときについて準用します。

6. 返戻金、契約者配当金その他の取扱い

(保険契約の解約)

第21条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この保険契約を解約することができます。

(告知義務違反による保険契約の解除)

第22条 保険契約者は、この保険契約の締結の際に、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

- ② 保険契約者が、故意又は重大な過失によって前項の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたときは、当社は、将来に向けてこの保険契約を解除することができます。
- ③ 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、この保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者又は保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人に解除の通知をします。

(保険契約を解除できない場合)

第23条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。

1. 当社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、又は過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者が前条第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者に対し、前条第1項の告知をしないことを勧めたとき、又は事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当社が、この保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1ヵ月が経過したとき
 5. この保険契約が契約日から起算して2年以上経過したとき
- ② 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者が、前条第1項の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか又は事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による保険契約の解除)

第24条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向けてこの保険契約を解除することができます。

1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類及び給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
2. 保険契約者又は保険金若しくは給付金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金又は高度障害給付金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
3. この保険契約の保険金又は給付金の請求に関し、保険金又は給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

4. 保険契約者又は保険金若しくは給付金の受取人が、つぎのア. からエ. のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 前4号に定めるもののほか、当会社の保険契約者又は保険金若しくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
 - ② 当会社は、保険金又は給付金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した保険金又は給付金の支払事由については、当会社は、保険金又は給付金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が保険金又は給付金の受取人のみであり、かつ、その保険金又は給付金の受取人が保険金又は給付金の一部の受取人であるときは、保険金又は給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金又は給付金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払わず、また、すでに保険金又は給付金を支払っているときにはその返還を請求することができます。
 - ③ 第22条（告知義務違反による保険契約の解除）第5項の規定は、本条の場合について準用します。

（退職、転任その他の理由による保険契約の解約）

第25条 保険契約者は、退職、転任その他の理由によってその勤務先に係る勤労者の資格を欠くにいたったときは、直ちに当会社に通知するとともに、退職、転任その他の理由が生じた日（以下「退職等の日」といいます。）から起算して2年以内に、この保険契約を解約することを要します。ただし、退職等の日から起算して2年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主又は当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体に事務の委託を行っている事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により、または、払込代行契約に基づき保険料が払い込まれた場合には、この限りではありません。

- ② 前項の規定による解約が行われなかったときは、この保険契約は、前項本文の期間の満了の日において、保険契約者によって解約されたものとみなします。
- ③ 保険契約者は、払込代行契約締結の日から起算して1年を経過した場合には、この保険契約を解約することを要します。ただし、当該払込代行契約締結の日から起算して1年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体に事務の委託を行っている事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合には、この限りではありません。

（災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人による保険契約の存続）

第26条 保険契約者以外の者でこの保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、前項の解

約はその効力を生じません。

1. 保険契約者の親族であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の場合、災害死亡保険金又は死亡給付金の受取人は、別表4に定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じ又は第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金又は給付金の支払事由が生じ、当社が保険金又は給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金又は給付金の受取人に支払います。

(保険契約の解約等に伴う返戻金の支払)

第27条 当社は、次の各号の場合には、当該各号の者に返戻金を支払います。

1. 第21条（保険契約の解約）又は第25条（退職、転任その他の理由による保険契約の解約）の規定による解約の場合
保険契約者
 2. 第22条（告知義務違反による保険契約の解除）又は第24条（重大事由による保険契約の解除）の規定による解除の場合
保険契約者（解除の通知を災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人にしたときは、その受取人）
- ② 前項の規定にかかわらず、第24条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金又は給付金の一部の受取人に対して同条第2項の規定を適用し保険金又は給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金又は給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者（解除の通知を災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人にしたときは、第24条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号に該当した受取人）に支払います。
- ③ 第1項の返戻金は、この保険契約の払込保険料及び経過期間に応じて当社が計算して得た金額とします。この場合の経過期間については、第3条（積立金）第2項の規定を準用します。
- ④ 返戻金の請求並びにその支払の時期及び場所については、第8条（満期保険金の支払）第2項及び第16条（保険金又は給付金の支払の時期及び場所）の規定を準用します。ただし、事業主と当社の間に支払に関する取り決めがある場合には、その取り決めにより支払を行うことができます。

(転職等の場合等の返戻金に相当する金額の支払)

第28条 当社は、保険契約者が転職等をした後、当社と勤労者財産形成貯蓄契約に係る事務取扱協定の締結がなく、当社以外の財形貯蓄取扱機関と事務の取扱いに関する協定を締結している新たな事業主又は事務代行団体に事務の委託を行っている事業主に雇用された場合で、かつ、保険契約者がその事業主及び新たな財形貯蓄取扱機関経由でこの保険契約の返戻金に相当する金額を支払うことを申し出たときは、その新たな財形貯蓄取扱機関に直接払い込むことによって、保険契約者に返戻金に相当する金額を支払います。

- ② 払込代行契約の締結に基づく返戻金に相当する金額の支払については、前項の規定を準用します。
- ③ 当社は、転職等の事由によらずに預替えを行う場合に、保険契約者がその事業主及び新たな財形貯蓄取扱機関経由でこの保険契約の返戻金に相当する金額を支払うことを申し出たときは、その新たな財形貯蓄取扱機関に直接払い込むことによって、保険契約者に返戻金に相当する金額を支払います。

- ④ 前3項の場合、当社は、この保険契約に対して積み立てられた契約者配当金があるときは、その返戻金に相当する金額とあわせて支払うものとし、また、この保険契約は、その支払日の前日の終了時に消滅するものとします。

(詐欺による取消)

第29条 保険契約者又は災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の詐欺により、この保険契約を締結したときは、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(保険金不法取得目的による無効)

第30条 この保険契約の締結の際に、保険契約者に災害死亡保険金若しくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的又は他人に災害死亡保険金若しくは災害高度障害保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(年齢の計算及びその誤りの処理)

第31条 被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

- ② 被保険者の年齢について誤りが発見された場合に、契約日及びその事実が発見された時の実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外であったときは、当社は、この保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、既に払い込まれた保険料（保険料に相当する額を含みます。）は、保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて、当社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

(契約者配当金の割当及びその支払)

第32条 当社は、当社の定めるところにより事業年度末に積み立てた契約者配当準備金の中から、その事業年度末に有効なこの保険契約に対して、当社の資産運用利回りを基準として保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た方法によって計算した契約者配当金を割り当てます。

- ② 前項の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の事業年度における契約日の年単位の応当日（以下この条において「積立開始日」といいます。）から、当社の定める利率による利息を付して積み立てておき、この保険契約が解約され又は解除されたときに、保険契約者に支払い、この保険契約の保険金（満期保険金を除きます。）又は給付金が支払われたときに、その受取人に支払い、この保険契約の保険期間が満了したときに、満期保険金とともにその受取人に支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、同項の積立開始日前にこの保険契約が解約されたとき又はこの保険契約の保険金（満期保険金を除きます。）若しくは給付金が支払われたときは、最後に割り当てた契約者配当金は契約者配当準備金に繰り入れます。

(保険料の払込方法の変更)

第33条 保険契約者は、この保険契約の締結後、当社の定めるところにより、将来に向けて、第4条（保険料の定期払込み）第4項に規定する範囲内で保険料の払込方法を変更することができます。

(保険料額の変更)

第34条 保険契約者は、この保険契約の締結後、当社の定めるところにより、将来に向けて、保険料額を変更することができます。

(保険期間の延長又は短縮)

第35条 保険契約者は、この保険契約の締結後、当会社の定めるところにより、将来に向って、保険期間を延長し又は短縮することができます。

(保険契約者の住所の変更)

第36条 保険契約者がその住所又は居所（通信先を含みます。以下この条において同じ。）を変更したときは、直ちに当会社に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所又は居所を当社が確認できなかった場合、当社が知った最後の住所又は居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

(事情の変更)

第37条 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により特に必要があると認めたときには、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向って変更することがあります。

- ② 前項の規定によりこの普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(時効)

第38条 保険金、給付金、返戻金、積立金又は契約者配当金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

別表 1 災害高度障害保険金又は高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、及び衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さく及び眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語又はそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺又は上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節及び手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節及び足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表2 積立金額例表

毎月10,000円ずつ定期払込みの場合

経過年数	積立金
1年	119,730円
2	239,570
3	360,030
4	481,100
5	602,800
7	848,110
10	1,220,930
15	1,855,750

別表3 災害死亡保険金の支払対象となる感染症

災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、財形法第6条第1項第2号ハに規定する政令で定める特別の理由のうち、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 0 0
腸チフス	A 0 1. 0
パラチフスA	A 0 1. 1
細菌性赤痢	A 0 3
腸管出血性大腸菌感染症	A 0 4. 3
ペスト	A 2 0
ジフテリア	A 3 6
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A 8 0
ラッサ熱	A 9 6. 2
クリミア・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A 9 8. 0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A 9 8. 3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A 9 8. 4
痘瘡	B 0 3
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りま す。)	U 0 4

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、災害死亡保険金の支払対象となる感染症に含めます。

別表4 必要書類

① 保険金及び給付金の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 満期保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (3) 満期保険金の受取人の印鑑証明書
2. 災害死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡診断書又は死体検案書 (3) 偶発的な外来の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書
3. 災害高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 偶発的な外来の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者の印鑑証明書
4. 死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡診断書又は死体検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書
5. 高度障害給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 被保険者の印鑑証明書

(注) 当会社は上記の書類以外の書類の提出を求め又は上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 当会社への通知による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
2. 遺言による災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本及び印鑑証明書
3. 災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 災害死亡保険金及び死亡給付金の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類

(注) 当会社は上記の書類以外の書類の提出を求め又は上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

備考 1 勤労者財産形成貯蓄積立保険の税制上の取扱いについて

(2022年2月現在)

この保険は、勤労者財産形成貯蓄契約として、次のとおり、税制上一般の生命保険とは異なった取扱いを受けます。

1. この保険の満期保険金又は返戻金に契約者配当金（これに付される利息を含みます。）を加えて得た金額から当該保険料累計額を差し引いて得た金額（これを「差益」といいます。）は、預貯金等の利息に準ずるものとして、所得税（分離課税）及び道府県民税・都民税（利息割）が課されます。
2. この保険の払込保険料は、生命保険料控除の対象にはなりません。

(この保険の趣旨)

この保険は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成住宅貯蓄契約専用のものであって、同法および同法施行令に定める住宅の取得または住宅の増改築等のための生存給付金を支払うことのほか、保険期間中に勤労者が死亡または所定の高度障害状態に該当したときは所定の給付を行って家族の生活保障に資することを目的とした保険です。

なお、この保険は、税制上、一般の生命保険と異なり、その保険料は、生命保険料控除の対象になりませんが、勤労者財産形成住宅貯蓄契約として、税法が定める優遇措置を受けることができます。

1. 総則

第1条（保険契約関係者）

この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者となります。

- ② この保険契約の被保険者および生存給付金の受取人は、保険契約者と同一人とし、保険契約者以外の者に変更することはできません。
- ③ この保険契約の災害高度障害保険金および高度障害給付金の受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。
- ④ この保険契約の災害死亡保険金の受取人および死亡給付金の受取人は同一人とし、第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）に規定する者となります。ただし、保険契約者は、第17条（当会社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）および第18条（遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）の規定により、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。

第2条（責任開始期および保険期間）

当会社は、この保険契約の申込みを承諾した場合には、保険契約者を雇用している事業主（以下「事業主」といいます。）がこの保険契約の第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金（財形法に規定する賃金をいいます。以下同じ。）から控除した日から、この保険契約上の責任を負います。

- ② 前項による責任開始の日を基準として、事業主と当会社とが協議して定めた日を、この保険契約の契約日とします。ただし、当会社がこの保険契約の申込みを承諾した場合で、事業主が第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除した日から契約日までの間に災害死亡保険金、災害高度障害保険金、死亡給付金または高度障害給付金の支払事由が生じたときは、当該控除の日にかかのぼってこの日をこの保険契約の契約日とします。
- ③ 当会社がこの保険契約の申込みを承諾した場合には、事業主を通じて、保険契約者に対して書面で通知します。
- ④ 当会社は、この保険契約の締結時において、保険法第40条および第69条の書面は交付しません。
- ⑤ この保険契約の保険期間は、この保険契約の締結の際、契約日から起算して5年以上の当会社が認める期間の範囲内で定めます。
- ⑥ 前項による保険期間の満了時まで、第7条（生存給付金の支払い）第1項第1号の規定による積立金の全部に相当する生存給付金の支払いがなかったときは、当会社の定めるところにより保険期間が延長されたものとして取り扱います。

第3条（積立金）

この普通保険約款において、積立金とは、この保険契約のために当会社が積み立てた責任準備金相当額（別表3例示）をいい、その額は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて計算します。

- ② 前項の経過期間は、契約日から保険期間の満了、被保険者の死亡等の日までの月数をもって数えることとします。この場合、これに1カ月未満の端数があるときは、切り上げて1カ月とします。

2. 保険料の払込み

第4条（保険料の定期払込み）

この保険契約の保険料は、保険期間中、定期に払い込む（この場合の払込みを、以下「定期払込み」といいます。）ことを要します。ただし、租税特別措置法施行令に規定する国外勤務期間中または育児休業等期間中は、保険料の払込みはできません。

- ② 前項の保険料の払込みは、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、事業主もしくは事業主がこの保険契約に係る事務の委託を行っている財形法に定める事務代行団体（以下「事務代行団体」といいます。）が保険契約者に代って、その金額をこの保険契約の保険料として払い込むことによって、行うものとします。
- ③ 前項の保険料に相当する金額は、事業主もしくは事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）と当会社との間で締結されたこの保険契約に係る事務の取扱いに関する協定（以下「事務取扱協定」といいます。）に基づいて当該事業主等から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。
- ④ 第1項の保険料の払込方法は、毎月払い、毎賞与時払いその他当会社が定める方法とし、この保険契約の締結の際、これらの方法のいずれかを選択するものとします。

第5条（財形給付金または財形基金給付金に係る金銭による保険料の払込み）

保険契約者は、定期払込みを行うこの保険契約の保険料の払込みを、第4条（保険料の定期払込み）第2項の賃金からの控除によることなく、財形給付金または財形基金給付金（財形法および同法施行令により、勤労者財産形成給付金契約または勤労者財産形成基金契約に基づき、支払われるべき財産形成給付金または財産形成基金給付金をいいます。以下この条において同じ。）に係る金銭によって、行うことができます。

- ② 前項の保険料の払込みは、次の各号に定めるところにより、行うことを要します。
1. 当会社が財形法施行令に規定する給付金支払機関（以下この条において「給付金支払機関」といいます。）を兼ねているときは、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を振り替えることによって、行うことを要します。ただし、当会社が給付金支払機関を兼ねている場合でも、財形法および同法施行令に規定する一括支払機関に指定されていないときは、次号の規定によるものとします。
 2. 当会社が給付金支払機関を兼ねていないときは、当該給付金支払機関が、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を払い込むことによって、行うことを要します。
- ③ 第1項の財形給付金または財形基金給付金に係る金銭は、前項第1号本文のときはその振替えの時、前項第1号ただし書きおよび第2号のときは当会社の本店または当会社の指定場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。
- ④ 前項の場合、第1回保険料として払い込まれたときのこの保険契約の責任開始の日および契約日は、第2条（責任開始期および保険期間）第1項および第2項の規定にかかわらず、第2項第1号本文のときは当該振替えの日、第2項第1号ただし書きおよび第2号のときは当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込まれた日とします。

第6条（転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約に係る金銭による保険料の払込み）

保険契約者は、財形法および同法施行令の規定に基づき、当会社の定めるところにより、この保険契約の第4条（保険料の定期払込み）の保険料に相当する金額が当該保険契約者に支払う賃金から最初に控除される日以前に、当会社以外の財形住宅貯蓄取扱機関との間で締結されていた直前の勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る金銭によってこの保険契約の第1回保険料に相当する金額の払込みを行うことができます。この場合、この保険契約の責任開始の日は、その払込みによる保険料を当会社が受け取った日とします。

3. 生存給付金の支払い

第7条（生存給付金の支払い）

保険契約者が財形法および同法施行令に定める住宅の取得または住宅の増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）のため生存給付金を請求した場合には、本項各号に規定する必要書類が当会社に到達した日（事業主と当会社の間に取り決めがある場合は、その取り決めた日。以下「払出基準日」といいます。）に被保険者が生存しているときに、当会社は、払出基準日における積立金の全部または一部を生存給付金として保険契約者に支払います。

1. 住宅の取得等の後に、その資金に充てるために積立金の全部または一部の支払いを請求する場合
 - ア. 保険契約者は、住宅を取得した日または住宅の増改築等をした日から起算して1年以内に、別表1に定める必要書類を当会社に提出して、生存給付金を請求してください。この場合、生存給付金額（積み立てられた契約者配当金の金額を含みます。以下この条において同じ。）は、当該住宅の取得等に要する費用の額以下であることを要します。
 - イ. 次号に規定する生存給付金が支払われた後に別表1に定める必要書類を当会社に提出して、本号アの生存給付金を請求する場合で、その支払われた生存給付金額が当該住宅の取得等に要した費用の額に満たないときは、当会社は、その当該住宅の取得等に要した費用の額からその支払われた生存給付金額を差し引いて得た金額を限度として計算した生存給付金額を支払うこととします。この場合の払出基準日は、次号の払出基準日から起算して2年を経過する日または住宅を取得した日もしくは住宅の増改築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間にあることを要します。
 2. 住宅の取得等の前に、その資金に充てるために積立金の一部の支払いを請求する場合
保険契約者は、別表1に定める必要書類を当会社に提出して、生存給付金を請求してください。この場合、生存給付金額は、積立金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）の9割に相当する額または当該住宅の取得等に要する額のいずれか低い額以下であることを要します。
- ② 前項第1号の規定によって積立金の全部に相当する生存給付金が支払われたときは、この保険契約は、その払出基準日の終了時にさかのぼって消滅します。

4. 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払い

第8条（災害死亡保険金の支払い）

被保険者が、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、保険料累計額の5倍相当額を災害死亡保険金として、支払います。この場合の保険料累計額は、次の第1号に該当したときは当該事故の発生時、次の第2号に該当したときは当該疾病の発病時（当該疾病が発病した時として、当会社が認定した時をいいます。）における保険料累計額とします。

1. 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後に発生した災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別な理由（次号に規定する疾病を除きます。これらを、以下「偶発的な外来の事故」といいます。）を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内に死亡したとき
2. 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後に発病した別表4に定める感染症を直接の

原因として死亡したとき

- ② 前項の保険料累計額とは、次の金額をいいます。
1. 前条第1項の規定による生存給付金が支払われていない場合
この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた（第1回保険料については、当会社に払い込まれていない場合でも、それに相当する金額が賃金から控除された事実があれば、当会社に払い込まれたものとして取り扱います。）金額の合計額
 2. 前条第1項の規定による積立金の一部に相当する生存給付金が支払われた場合
この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた金額の合計額から前条第1項の規定によって支払われた生存給付金に対応する保険料の合計額を通算した金額を差し引いて得た金額
- ③ 災害死亡保険金の支払事由が生じている場合で、保険料が次の各号のいずれかの期間に払い込まれたときは、当会社は、当該各号の保険料をそのまま払い戻すことはしないで、当該各号の保険料に対応する積立金を計算して、これを、災害死亡保険金の支払いの際に、災害死亡保険金の受取人に支払います。この場合の積立金の計算の基準の日は、当該死亡の日とします。
1. 第1項第1号の事故の発生後または同項第2号の疾病の発病後、当該死亡の日までに、保険料が当会社に払い込まれたとき
 2. 当該死亡の日までに、保険料に相当する金額が既に賃金から控除されている場合で、当該死亡の日後当会社が定める期間内に、保険料として当会社に払い込まれたとき

第9条（災害高度障害保険金の支払い）

この保険契約の責任開始の日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、かつ、保険期間中に、被保険者に生じた障害が別表2に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかに該当したときは、当会社は、前条の災害死亡保険金に相当する金額を災害高度障害保険金として、支払います。この場合、責任開始の日前に既に生じていた障害状態に責任開始の日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態のいずれかに該当したときを含みます。

- ② 前項の規定によって災害高度障害保険金が支払われたときは、この保険契約は、高度障害日（被保険者が高度障害状態に該当した日として、当社が認定した日をいいます。以下同じ。）にさかのぼって消滅します。
- ③ 前条第3項の規定は、本条の場合について準用します。この場合において、同項の規定中「死亡の日」とあるのは「高度障害日」と、「災害死亡保険金」とあるのは「災害高度障害保険金」と読み替えます。

第10条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金の請求手続き）

災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取人は、前2条に規定する当該保険金の支払事由が生じた日から2カ月以内（正当な事由がある場合には、この期間を経過しても差し支えありません。）に、別表1に定める必要書類を当社に提出して、当該保険金を請求してください。

第11条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかによって第8条（災害死亡保険金の支払い）第1項または第9条（災害高度障害保険金の支払い）第1項の規定に該当したときは、当会社は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わないで、次条または第13条（高度障害給付金の支払い）の規定を適用します。

1. 被保険者の故意または重大な過失によるとき

2. 災害死亡保険金については、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 3. 被保険者の犯罪行為によるとき
 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 6. 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 7. 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 8. 地震、噴火または津波によるとき
 9. 戦争その他の変乱によるとき
- ② 前項第8号または第9号の事由によって死亡し、または高度障害状態に該当した者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めるときは、当会社は、その程度によって、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、または当会社の定めるところによりその金額を削減して支払います。

5. 死亡給付金または高度障害給付金の支払い

第12条（死亡給付金の支払い）

被保険者が、保険期間中に死亡したときは、当会社は、その死亡の日における積立金を死亡給付金として、支払います。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。

第13条（高度障害給付金の支払い）

被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に高度障害状態のいずれかに該当したときは、当会社は、高度障害日における死亡給付金に相当する金額を高度障害給付金として、支払います。この場合、責任開始の日前に既に生じていた障害状態に、責任開始の日以後の傷害または疾病（責任開始の日前に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のないものに限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態のいずれかに該当したときを含みます。

- ② 前項の規定にかかわらず、災害高度障害保険金が支払われる場合には、当会社は高度障害給付金を支払いません。
- ③ 第9条（災害高度障害保険金の支払い）第2項の規定は、本条の場合について準用します。

第14条（死亡給付金または高度障害給付金の請求手続き）

死亡給付金または高度障害給付金の請求手続きについては、第10条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金の請求手続き）の規定を準用します。

第15条（保険金または給付金の支払いの時期および場所）

この保険契約の保険金（災害死亡保険金および災害高度障害保険金をいいます。以下同じ。）または給付金（生存給付金、死亡給付金および高度障害給付金をいいます。以下同じ。）は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（生存給付金については払出基準日）の翌日から起算して5営業日以内に当会社の本店で支払います。

- ② 保険金または給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して45

日を経過する日とします。

1. 保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第8条（災害死亡保険金の支払い）、第9条（災害高度障害保険金の支払い）、第12条（死亡給付金の支払い）または第13条（高度障害給付金の支払い）に定める支払事由発生の有無
 2. 第11条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合）に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第3項、第17条（当会社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）第5項または第18条（遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）第4項に該当する可能性がある場合
被保険者が死亡した原因
 4. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 5. この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項、第22条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは保険金もしくは給付金の受取人のこの保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金の請求の意図に関するこの保険契約の締結時から保険金もしくは給付金の請求時までににおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第5号までに定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関し、保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金または給付金を請求した者にその旨を通知します。
- ⑤ 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）

この保険契約の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の配偶者（内縁関

係にある者を除きます。)、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある者とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の締結の際、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を定めることができます。
- ③ 死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が前2項に規定する受取人の故意によるときは、死亡給付金の受取人は被保険者の法定相続人とします。その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、当該部分について同様とします。

第17条（当会社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）

保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、当会社に対する通知により、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険契約者は、別表1に定める書類を当会社へ提出してください。
- ③ 第1項の通知が当会社へ到達する前に変更前の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人に災害死亡保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人から災害死亡保険金または死亡給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- ④ 前条第2項の規定によって定められた受取人または本条第1項の規定による変更後の受取人が、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由発生以前に死亡して変更されていないときは、前条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、前条第3項の規定を準用します。

第18条（遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）

前条の規定によるほか、保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。

- ② 前項による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社へ通知しなければ、これを当会社へ対抗することができません。
- ③ 本条の場合、保険契約者の相続人は、別表1に定める書類を当会社へ提出してください。
- ④ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第3項の規定を準用します。

第19条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の代表者）

第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第2項の規定によって定められた受取人または第17条（当会社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）もしくは前条の規定による変更後の受取人が2人以上あるときは、これらの者の災害死亡保険金または死亡給付金を受け取るべき割合は均等とし、これらの者は、代表者1人を定めることを要します。この場合には、その代表者は、この保険契約について他の受取人を代理するものとし、

- ② 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときには、当会社が受取人の1人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を有するものとし、
- ③ 前2項の規定は、第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第1項に規定する同順位の者が2人以上あるときについて準用します。

6. 返戻金、契約者配当金その他の取扱い

第20条（告知義務違反による保険契約の解除）

保険契約者は、この保険契約の締結の際に、保険金の支払事由の発生に関する重

要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

- ② 保険契約者が、故意または重大な過失によって前項の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、当社は、将来に向ってこの保険契約を解除することができます。
- ③ 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、この保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人に解除の通知をします。

第21条（保険契約を解除できない場合）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。

1. 当社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者が前条第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者に対し、前条第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当社が、この保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1ヵ月が経過したとき
 5. この保険契約が契約日から起算して2年以上経過したとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者が、前条第1項の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第22条（重大事由による保険契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向ってこの保険契約を解除することができます。

1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
2. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
3. この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
4. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、つぎのア. からエ. のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

- ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 前4号に定めるもののほか、当会社の保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 当会社は、保険金または給付金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した保険金または給付金の支払事由については、当会社は、保険金または給付金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が保険金または給付金の受取人のみであり、かつ、その保険金または給付金の受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払わず、また、すでに保険金または給付金を支払っているときにはその返還を請求することができます。
- ③ 第20条（告知義務違反による保険契約の解除）第5項の規定は、本条の場合について準用します。

第23条（保険契約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この保険契約を解約することができます。
- ② 第7条第1項第2号に規定する生存給付金が支払われた後、その払出基準日から起算して2年を経過する日または住宅を所得した日もしくは住宅の増改築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間に、別表1に定める必要書類の提出がなかった場合には、保険契約は、その払出基準日から起算して2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。
- ③ 保険料が払い込まれないうまで、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過した場合には、保険契約は、その2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には当会社が定めるところによります。
1. 租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を出国する日までに提出した海外転勤者の保険契約
 2. 租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を育児休業等の開始の日までに提出した育児休業等をする者の保険契約

第24条（不適格事由の発生による保険契約の解約）

次のいずれかの場合には、保険契約は当該各号に定める日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、第1号については、同号に定める不適格事由が生じた日から起算して2年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体に事務の委託を行っている事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合には、この限りではありません。

1. 保険契約者が、退職、転任その他の理由によって不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する不適格事由をいいます。）に該当した場合
その該当した日から起算して2年を経過した日
2. 保険契約者が、継続適用不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由をいいます。）に該当した場合
その該当した日から起算して1年を経過した日

第25条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人による保険契約の存続）

保険契約者以外の者でこの保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」とい

います。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者の親族であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の場合、災害死亡保険金または死亡給付金の受取人は、別表1に定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由が生じ、当会社が保険金または給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または給付金の受取人に支払います。

第26条（保険契約の解約等に伴う返戻金の支払い）

当会社は、次の各号の場合には、当該各号の者に返戻金を支払います。

1. 第20条（告知義務違反による保険契約の解除）または第22条（重大事由による保険契約の解除）の規定による解除の場合
保険契約者（解除の通知を災害死亡保険金および死亡給付金の受取人にしたときは、その受取人）
2. 第23条（保険契約の解約）または第24条（不適格事由の発生による保険契約の解約）の規定による解約の場合
保険契約者
- ② 前項の規定にかかわらず、第22条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金または給付金の一部の受取人に対して同条第2項の規定を適用し保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金または給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者（解除の通知を災害死亡保険金および死亡給付金の受取人にしたときは、第22条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号に該当した受取人）に支払います。
- ③ 第1項の返戻金は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて当会社が計算して得た金額とします。この場合の経過期間については第3条（積立金）第2項の規定を準用します。
- ④ 返戻金の請求ならびにその支払いの時期および場所については、第7条（生存給付金の支払い）および第15条（保険金または給付金の支払いの時期および場所）の規定を準用します。ただし、事業主と当会社の間に関する取り決めがある場合には、その取り決めにより支払を行うことができます。

第27条（転職等の場合の返戻金に相当する金額の支払い）

当会社は、財形法および同法施行令ならびに租税特別措置法施行令に規定するところにより、保険契約者が転職等をした後、当会社と勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務取扱協定の締結がなく、当会社以外の財形住宅貯蓄取扱機関と事務の取扱いに関する協定を締結している新たな事業主または事務代行団体に事務の委託を行っている事業主に雇用された場合で、かつ、保険契約者がその事業主および新たな財形住宅貯蓄取扱機関経由でこの保険契約の返戻金に相当する金額を支払うことを申し出たときは、その新たな財形住宅貯蓄取扱機関

に直接払い込むことによって、保険契約者に返戻金に相当する金額を支払います。

- ② 前項の場合、当会社は、この保険契約に対して積み立てられた契約者配当金があるときは、その返戻金に相当する金額とあわせて支払うものとし、また、この保険契約は、その支払日の前日の終了時に消滅するものとし、

第28条（詐欺による取消し）

保険契約者または災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の詐欺により、この保険契約を締結したときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第29条（保険金不法取得目的による無効）

この保険契約の締結の際に、保険契約者に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第30条（保険料累計額の制限）

この保険契約について払い込まれた保険料の累計額は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

第31条（年齢の計算およびその誤りの処理）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

- ② 被保険者の年齢について誤りが発見された場合に、契約日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、この場合、既に払い込まれた保険料（保険料に相当する金額を含みます。）は、保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

第32条（契約者配当金の割当ておよびその支払い）

当会社は、当会社の定めるところにより事業年度末に積み立てた契約者配当準備金の中から、その事業年度末に有効なこの保険契約に対して、当会社の資産運用利回りを基準として保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た方法によって計算した契約者配当金を割り当てます。

- ② 前項の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の事業年度における契約日の年単位の応当日（以下本条において「積立開始日」といいます。）から、当会社の定める利率による利息を付して積み立てておき、この保険契約が解約されたまたは解除されたときに、保険契約者に支払い、この保険契約の保険金または給付金が支払われたときに、その受取人に支払います。ただし、第7条（生存給付金の支払い）第1項の規定により積立金の一部が生存給付金として支払われたときは、当会社の定めるところにより支払うものとし、
- ③ 前項の規定にかかわらず、同項の積立開始日前にこの保険契約が消滅した場合には、積立て前の契約者配当金は、生存給付金が支払われたときは生存給付金とともに当会社の定めるところにより計算して保険契約者に支払い、その他のときは契約者配当準備金に繰り入れられます。
- ④ 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金の積立開始日から、その事業年度末までの間に第7条第1項第1号の規定により積立金の全部を生存給付金として支払うことによって消滅する保険契約については、第3項の規定によるほか、積立開始日から消滅するまでの期

間に対応する契約者配当金をあらかじめ前事業年度末に割り当てておき、生存給付金とともに保険契約者に支払います。

第33条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、この保険契約の締結後、当会社の定めるところにより、将来に向かって、第4条（保険料の定期払込み）第4項に規定する範囲内で保険料の払込方法を変更することができます。

第34条（保険料額の変更）

保険契約者は、この保険契約の締結後、当会社の定めるところにより、将来に向かって、保険料額を変更することができます。

第35条（保険期間の延長または短縮）

保険契約者は、この保険契約の締結後、当会社の定めるところにより、将来に向かって、保険期間を延長または短縮することができます。

第36条（保険契約者の住所の変更）

保険契約者がその住所または居所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、ただちに当会社に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または居所を当社が確認できなかった場合、当社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第37条（事情の変更）

当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により特に必要があると認めるときには、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。

- ② 前項の規定によりこの普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第38条（時効）

保険金、給付金、返戻金、積立金または契約者配当金を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

別表 1 必要書類

① 保険金および給付金の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 生存給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (4) その他財形法および同法施行令に基づく書類
2. 災害死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 偶発的な外来の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書
3. 災害高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 偶発的な外来の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者の印鑑証明書
4. 死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書
5. 高度障害給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 被保険者の印鑑証明書

(注) 当会社は上記の書類以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 当会社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
2. 遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書
3. 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類

(注) 当会社は上記の書類以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが、自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

別表3 積立金額例表

(毎月10,000円ずつ定期払込みの場合)

経過年数	積立金
1年	119,730円
2	239,570
3	360,030
4	481,100
5	602,800
7	848,110
10	1,220,930
15	1,855,750

別表4 災害死亡保険金の支払対象となる感染症

災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、財形法第6条第1項第2号ハに規定する政令で定める特別の理由のうち、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 0 0
腸チフス	A 0 1. 0
パラチフスA	A 0 1. 1
細菌性赤痢	A 0 3
腸管出血性大腸菌感染症	A 0 4. 3
ペスト	A 2 0
ジフテリア	A 3 6
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A 8 0
ラッサ熱	A 9 6. 2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A 9 8. 0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A 9 8. 3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A 9 8. 4
痘瘡	B 0 3
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りま す。)	U 0 4

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、災害死亡保険金の支払対象となる感染症に含めます。

(備考1) 財形住宅貯蓄積立保険の税制上の取扱いについて

(2022年2月現在)

この保険は、勤労者財産形成住宅貯蓄契約として、次に定めるところにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

- この保険の生存給付金に契約者配当金（これに付される利息を含みます。）を加えて得た金額から当該保険料累計額を差し引いて得た金額（これを「差益」といいます。）に関する所得税は非課税となります。
- 上記1の優遇措置を受けるためには、租税特別措置法第4条の2に規定する手続きをとることを要します。
- 以下の場合には、租税特別措置法および同法施行令の規定により、上記1の優遇措置を受けることができなくなります。ただし、同法施行令に規定する災害等の事由を原因とし、その事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、同法施行令に規定する手続きを行った上、返戻金の支払を受けた場合には、この限りではありません。
 - 住宅の取得等の後に、1年をこえて積立金の全部または一部の支払いの請求があった場合（普通保険約款第7条）
 - 住宅の取得等の前に、積立金の一部の支払いが行われ、その後2年を経過する日また

は住宅を取得した日もしくは住宅の増改築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間に、別表1①1. に定める必要書類の提出がなかった場合（普通保険約款第7条）

- (3) この保険契約が解約されたとき（普通保険約款第23条）
 - (4) 退職、転任その他の理由により、不資格事由または継続適用不資格事由に該当することとなった場合で、所定の手続きがなされなかったとき、または、不資格事由に該当した日から起算して1年を経過したとき（普通保険約款第24条）
 - (5) 保険料の払込みが2年間中断された場合（普通保険約款第23条）
4. この保険の払込保険料は、生命保険料控除の対象にはなりません。

(この保険の趣旨)

この保険は勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成年金貯蓄契約専用のものであり、年金を支払って勤労者の老後の生活の安定をはかるほか、年金支払開始日前に勤労者が死亡または所定の高度障害状態に該当したときは所定の給付を行って家族の生活保障に資することを目的とした保険です。

なお、この保険は、税制上一般の生命保険の場合と異なり、その保険料は生命保険料控除の対象になりませんが、勤労者財産形成年金貯蓄契約として税法が定める優遇措置を受けることができます。

1. 総則

(保険契約関係者)

第1条 保険契約者は、保険契約締結の際、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者となります。

- ② 被保険者は保険契約者と同一人となります。
- ③ 年金、災害高度障害保険金および高度障害給付金の受取人は被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。
- ④ 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は死亡給付金受取人とし、その死亡給付金受取人は第29条（死亡給付金受取人）に規定する者となります。ただし、保険契約者は、第30条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）および第31条（遺言による死亡給付金受取人の変更）の規定により、死亡給付金受取人を変更することができます。

(用語の意義)

第2条 この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ、次のとおりとします。

1. 「積立金額」
「積立金額」とは、この保険契約のために当会社が積み立てた責任準備金相当額をいい、別表1に例示します。
2. 「第1回年金額」
「第1回年金額」とは、年金支払開始日の前日における積立金額に別表2に定める割合を乗じて得た額とします。
3. 「年金支払開始日」
「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日をいいます。
4. 「年金支払日」
「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。

(年金の種類)

第3条 年金の種類は次のとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとなります。

1. 10年保証終身年金
2. 確定年金

(年金の型)

第4条 年金の型は次のとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。
ただし、年金の種類が確定年金のときは第2号の定額型とします。

1. 増増型

第1回の年金額は第1回年金額と同額とし、第2回以後の年金額は、前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した金額とします。

2. 定額型

各回の年金額は第1回年金額と同額とします。

2. 年金、保険金、給付金の支払

(年金、保険金、給付金の支払)

第5条 年金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金、死亡給付金、高度障害給付金の支払は次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	10年保証終身年金 被保険者が、年金支払日に生存しているとき	1. 増増型の場合 (ア) 第1回の年金額は第1回年金額と同額 (イ) 第2回以後の年金額は前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した金額 2. 定額型の場合 第1回年金額と同額	被保険者	—
	被保険者が、年金支払開始日以後第10回年金支払日前に死亡したとき	別表3に定める、第10回までの年金のうちの未払年金の現価	被保険者の法定相続人	
	確定年金 被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第1回年金額と同額	被保険者	
	被保険者が、年金支払開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	別表4に定める、年金のうちの未払年金の現価	被保険者の法定相続人	
災害死亡保険金	被保険者が、責任開始時以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内で、かつ、年金支払開始日前に死亡したとき	原因となった偶発的な外来の事故の発生時における保険料累計額の5倍相当額	死亡給付金受取人	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき 1. 被保険者の故意または重大な過失 2. 死亡給付金受取人の故意または重大な過失

	<p>被保険者が、責任開始時以後に発生した別表9に定める感染症を直接の原因として、年金支払開始日前に死亡したとき</p>	<p>原因となった疾病の発病時（当該疾病が発病した時として、当会社が認定した時をいいます。）における保険料累計額の5倍相当額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3. 被保険者の犯罪行為 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 地震、噴火または津波 9. 戦争その他の変乱
<p style="text-align: center;">災害高度障害保険金</p>	<p>被保険者が、責任開始時以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内で、かつ、年金支払開始日前に、別表5に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始時に既にあった障害状態に責任開始時以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。</p>	<p>原因となった偶発的な外来の事故の発生時における保険料累計額の5倍相当額</p>	<p style="text-align: center;">被保険者</p> <p>次のいずれかにより、被保険者が高度障害状態に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

死亡給付金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡したとき。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡した日における積立金額	死亡給付金受取人	—
高度障害給付金	被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として年金支払開始日前に高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始時に既にあった障害状態に責任開始時以後の傷害または疾病（責任開始時に既にあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が高度障害状態に該当した日における積立金額	被保険者	—

- ② 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払額の基準となる保険料累計額とは、死亡または高度障害状態の原因となった偶発的な外来の事故の発生時または疾病の発病時までに、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた金額の合計額をいいます。ただし、第1回保険料については当該原因の発生時後または発病時後に当会社に払い込まれた場合であっても、当該原因の発生時前または発病時前に払い込まれたものとみなして取り扱います。
- ③ 災害死亡保険金が支払われる場合で、死亡の原因となった偶発的な外来の事故の発生時後または疾病の発病時後、当該死亡時までに第2回以後の保険料が当会社に払い込まれたときは、死亡時における積立金額のうち、その保険料に対応する部分の金額を、災害死亡保険金とともに支払います。災害高度障害保険金が支払われる場合についても、同様とします。
- ④ 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ⑤ 災害死亡保険金または死亡給付金を支払う前に災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払請求を受け、災害高度障害保険金または高度障害給付金が支払われるときは、当会社は、災害死亡保険金および死亡給付金を支払いません。
- ⑥ 災害死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- ⑦ 死亡給付金受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させ、災害死亡保険金の支払事由が発生した場合、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、当会社は、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、災害死亡保険金の残額をその他の死亡給付金受取人に支払います。
- ⑧ 第1項の規定にかかわらず、被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に

該当した者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当会社はその程度によって、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、または当会社の定めるところにより、その金額を削減して支払います。

- ⑨ 災害高度障害保険金または高度障害給付金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

(年金証書の発行)

第6条 当会社は、第1回の年金を支払う際に、年金証書を被保険者に発行します。

(年金、保険金、給付金の請求手続)

第7条 この保険契約の年金、保険金（災害死亡保険金、災害高度障害保険金をいいます。以下同じ。）または給付金（死亡給付金、高度障害給付金をいいます。以下同じ。）の支払事由が生じたときは、年金、保険金または給付金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。

- ② 支払事由が生じた年金、保険金または給付金の受取人は、すみやかに別表6に定める必要書類を提出して年金、保険金または給付金を請求してください。

(年金、保険金または給付金の支払の時期および場所)

第8条 年金、保険金または給付金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に当社の本店で支払います。

- ② 年金、保険金または給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この保険契約の締結時から年金、保険金または給付金の請求時までには当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 年金、保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第5条（年金、保険金、給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
3. 第29条（死亡給付金受取人）第3項、第30条（当社への通知による死亡給付金受取人の変更）第5項または第31条（遺言による死亡給付金受取人の変更）第4項に該当する可能性がある場合
被保険者が死亡した原因
4. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
5. この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項、第20条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号ア. からエ. までは該当する事実の有無または保険契約者もしくは年金、保険金もしくは給付金の受取人のこの保険契約締結の目的もしくは年金、保険金もしくは給付金の請求の意図に関するこの保険契約の締結時から年金、保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指

定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第5号に定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関し、保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、年金、保険金または給付金を請求した者にその旨を通知します。
- ⑤ 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、保険金または給付金を支払いません。

3. 責任開始期

(責任開始期)

第9条 当会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込みを承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合
保険契約者を雇用している事業主(以下「事業主」といいます。)が第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金(財形法に規定する賃金をいいます。以下同じ。)から控除した時
 2. 第1回保険料充当金を受け取った後に、保険契約の申込みを承諾した場合
事業主が第1回保険料充当金に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除した時(被保険者に関する告知の前に控除したときはその告知の時)
- ② 前項による責任開始の日を基準として、事業主と当会社とが協議して定めた日を契約日とします。ただし、当会社が保険契約の申込みを承諾した場合で、前項による責任開始の日から契約日までの間に保険金または給付金の支払事由が生じたときは、当該責任開始の日にかのぼってこの日を契約日とします。
- ③ 当会社がこの保険契約の申込みを承諾した場合には、事業主を通じて、保険契約者に対して書面で通知します。
- ④ 当会社は、この保険契約の締結時において、保険法第40条および第69条の書面は交付しません。

4. 保険料の払込み

(保険料の払込み)

- 第10条 保険料は、保険料払込期間中、定期に払い込むことを要します。ただし、租税特別措置法施行令に規定する国外勤務期間中または育児休業等期間中は、保険料の払込みはできません。
- ② 保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下本条および次条において同じ。)の払込みは、

事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、事業主もしくは事業主がこの保険契約に係る事務の委託を行っている財形法に定める事務代行団体（以下「事務代行団体」といいます。）が保険契約者に代って、その金額を保険料として払い込むことによって行うものとします。

- ③ 前項の保険料に相当する金額は、事業主もしくは事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）と当会社との間で締結された保険契約に係る事務の取扱いに関する協定（以下「事務取扱協定」といいます。）に基づいて当該事業主等から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、保険料として当会社に払い込まれたものとします。
- ④ 第1項の保険料の払込方法は、毎月払、毎賞与時払その他当会社が定める方法とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

（財形給付金または財形基金給付金に係る金銭による保険料払込み）

第11条 保険契約者は、保険料を、前条第2項の賃金からの控除によることなく、財形給付金または財形基金給付金（財形法および同法施行令により、勤労者財産形成給付金契約または勤労者財産形成基金契約に基づき支払われるべき財産形成給付金または財産形成基金給付金をいいます。以下本条において同じ。）に係る金銭によって、払い込むことができます。

- ② 前項の保険料の払込みは、次の各号に定めるところにより行うものとします。
 - 1. 当会社が財形法施行令に規定する給付金支払機関（以下本条において「給付金支払機関」といいます。）を兼ねている場合には、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を保険料に振り替えることによって行います。ただし、当会社が給付金支払機関を兼ねている場合でも財形法および同法施行令に規定する一括支払機関に指定されていないときは、次号の規定によるものとします。
 - 2. 当会社が給付金支払機関を兼ねていない場合には、給付金支払機関が財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を保険料として払い込むものとします。
- ③ 第1項の財形給付金または財形基金給付金に係る金銭は、次の各号の時に、保険料として当会社に払い込まれたものとします。
 - 1. 前項第1号本文のときは、当該振替えの時
 - 2. 前項第1号ただし書および第2号のときは、保険料が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込まれた時
- ④ 第1回保険料または第1回保険料充当金が前3項の規定により払い込まれた場合は、責任開始時は第9条（責任開始期）第1項の規定にかかわらず、前項の各号の時（当該各号の時が被保険者に関する告知の前の場合には、告知の時）とします。

（転職等の場合の従前の財形年金貯蓄契約に係る金銭による保険料の払込み）

第12条 保険契約者は、財形法および同法施行令の規定に基づき、当会社の定めるところにより、この保険契約の第10条（保険料の払込み）の保険料に相当する金額が当該保険契約者に支払う賃金から最初に控除される日以前に、当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関との間ですでに締結されていた直前の勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る金銭によってこの保険契約の第1回保険料に相当する金額の払込みを行うことができます。この場合、この保険契約の責任開始の日は、その払込みによる保険料を当会社が受け取った日とします。

（保険料累計額の制限）

第13条 保険契約について払い込まれた保険料の累計額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

5. 契約者配当金

(契約者配当金の割当)

第14条 当社は、当社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、その事業年度末に有効な保険契約に対して、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た方法によって計算した契約者配当金を割り当てます。

② 前項によるほか、当社は、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。

(契約者配当金の支払)

第15条 前条第1項によって割り当てた契約者配当金は、次の方法で支払います。

1. 年金支払開始日以前の支払方法

割当を行った次の事業年度における契約日の年単位の応当日から当社の定める利率による利息を付して積み立てておき、年金支払開始日前に保険契約が消滅した場合は保険契約者（災害死亡保険金または死亡給付金支払のときは、その受取人）に支払い、年金支払開始日まで保険契約が継続した場合はその日に年金額の増額にあてます。ただし、割当を行った次の事業年度における契約日の年単位の応当日が年金支払開始日の場合はその日に年金額の増額にあてます。

2. 年金支払開始日後の支払方法

割当を行った次の事業年度における年金支払日に、年金額の増額にあてます。この場合、増額された部分を増加年金といい、次に定めるところによります。

(ア) 増加年金の型は定額型とします。

(イ) 増加年金の年金額は、契約者配当金の額によって定めます。

(ウ) 増加年金の支払は次のとおりとします。

年金の種類	支払事由	支払額
10年保証 終身年金	被保険者が、年金支払日に生存しているとき	増加年金の年金額
	被保険者が、第10回年金支払日前に死亡したとき	別表7に定める、第10回年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価
確定年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	増加年金の年金額
	被保険者が、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	別表8に定める、増加年金の未払年金の現価

② 前項の支払前に保険契約が消滅した場合には、前条第1項によって割り当てた契約者配当金は契約者配当準備金に繰り入れます。

③ 前条第2項によって割り当てた契約者配当金は、当社の定めるところにより支払います。

6. 保険契約の解除、解約等

(告知義務)

第16条 この保険契約の締結の際に、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者は、その書面によって告知することを要します。

(告知義務違反による保険契約の解除)

第17条 保険契約者が、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- ② 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、この保険契約を解除することができます。この場合、当社は保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または死亡給付金受取人が証明した場合には、保険金を支払いません。

(解除の通知)

第18条 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者の住所または居所（通信先を含みます。以下同じ。）が不明の場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、死亡給付金受取人に解除の通知をします。

(保険契約を解除できない場合)

第19条 当社は、次のいずれかの場合には、第17条（告知義務違反による保険契約の解除）による保険契約の解除をすることができません。

1. 当社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者が第16条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者に対し、第16条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当社が、この保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1か月が経過したとき
 5. 責任開始の日から起算して2年以内に保険金の支払事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者が、第16条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による保険契約の解除)

第20条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

1. 死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
2. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
3. この保険契約の年金、保険金または給付金の請求に関し、年金、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
4. 保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が、つぎのア. からエ. のいずれかに該当する場合
ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 前4号に定めるもののほか、当会社の保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 当会社は、年金、保険金または給付金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した年金、保険金または給付金の支払事由については、当会社は、年金、保険金または給付金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が年金、保険金または給付金の受取人のみであり、かつ、その年金、保険金または給付金の受取人が年金、保険金または給付金の一部の受取人であるときは、年金、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金、保険金または給付金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払わず、また、すでに年金、保険金または給付金を支払っているときにはその返還を請求することができます。
- ③ 第18条（解除の通知）の規定は、本条の場合について準用します。

（保険契約の解約）

- 第21条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。ただし、年金の種類が確定年金の場合は、年金支払開始日以後も保険契約を解約することができます。
- ② 保険料が払い込まれないうちに、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過した場合には、保険契約は、その2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、その2年を経過した日が最後の保険料の払込みを行うべき日以後となる場合は、この限りではありません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には当会社が定めるところによります。
1. 租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を出国する日までに提出した海外転勤者の保険契約
 2. 租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を育児休業等の開始の日までに提出した育児休業等をする者の保険契約
- ④ 第2条（用語の意義）第2号に定める第1回年金額が当会社の定める金額に満たない場合は、保険契約は、年金支払開始日の前日において、保険契約者によって解約されたものとみなします。この場合、第15条（契約者配当金の支払）第1項の規定により支払うべき契約者配当金は、同条第2項の規定にかかわらず、返戻金とともに保険契約者に支払います。

（不適格事由の発生等による保険契約の解約）

- 第22条 保険契約者が、最後の保険料の払込みを行うべき日までに、退職、転任その他の理由によって不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する不適格事由をいいます。以下本項において同じ。）に該当した場合には、保険契約は、その該当した日から起算して2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、不適格事由が生じた日から起算して2年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体に事務の委託を行っている事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合には、この限りではありません。
- ② 保険契約者が、最後の保険料の払込みを行うべき日までに、継続適用不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由をいいます。）に該当した場合には、保険契約は、その該当した日から起算して1年を経過した日に保険契約者によって解約されたものと

みなします。

- ③ 年金の種類が10年保証終身年金の場合で、前2項に定める日が年金支払開始日以後となるときは、前2項の規定にかかわらず、保険契約は年金支払開始日の前日に保険契約者によって解約されたものとみなします。

(死亡給付金受取人による保険契約の存続)

第23条 年金支払開始日前において、保険契約者以外の者でこの保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が当会社 に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社 に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当会社 にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者の親族であること
2. 保険契約者でないこと

- ③ 前項の場合、死亡給付金受取人は、別表6に定める書類を当会社 に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が当会社 に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由が生じ、当会社が保険金または給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または給付金の受取人に支払います。
- ⑤ 第1項の解約の通知が当会社 に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由が生じ、当会社が年金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払います。

(保険契約の解約等に伴う返戻金の支払)

第24条 当会社 は、次の各号の場合には、当該各号の者に返戻金を支払います。

1. 第17条（告知義務違反による保険契約の解除）または第20条（重大事由による保険契約の解除）の規定による解除の場合
保険契約者（解除の通知を死亡給付金受取人にしたときは、その死亡給付金受取人）
 2. 第21条（保険契約の解約）または第22条（不適格事由の発生等による保険契約の解約）の規定による解約の場合
保険契約者
- ② 前項の規定にかかわらず、第20条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、年金、保険金または給付金の一部の受取人に対して同条第2項の規定を適用し年金、保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金、保険金または給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者（解除の通知を死亡給付金の受取人にしたときは、第20条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号に該当した受取人）に支払います。
- ③ 第1項の返戻金は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて当会社が計算して得た金額（第20条（重大事由による保険契約の解除）第1項の規定によってこの契約を解除した場合で、年金の受取人に対して同条第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、第5条（年金、保険金、給付金の支払）に規定される被保険者が死亡したときに支払われる未払年金の現価）とします。

- ④ 返戻金の請求ならびにその支払の時期および場所については、第7条（年金、保険金、給付金の請求手続）および第8条（年金、保険金または給付金の支払の時期および場所）の年金に関する規定を準用します。ただし、事業主と当会社の間に支払に関する取り決めがある場合には、その取り決めにより支払を行うことができます。

（転職等の場合の返戻金に相当する金額の支払）

第25条 当会社は、財形法および同法施行令ならびに租税特別措置法施行令に規定するところにより、保険契約者が、最後の保険料の払込みを行うべき日までに転職等をした後、当会社と勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務取扱協定の締結がなく、当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関と事務の取扱いに関する協定を締結している新たな事業主または事務代行団体に事務の委託を行っている事業主に雇用された場合で、かつ、保険契約者がその事業主および新たな財形年金貯蓄取扱機関経由でこの保険契約の返戻金に相当する金額を支払うことを申し出たときは、その新たな財形年金貯蓄取扱機関に直接払い込むことによって、保険契約者に返戻金に相当する金額を支払います。

- ② 前項の場合、当会社は、この保険契約に対して積み立てられた契約者配当金があるときは、その返戻金に相当する金額とあわせて支払うものとし、また、この保険契約は、その支払日の前日の終了時に消滅するものとしします。

（詐欺による取消）

第26条 保険契約者または死亡給付金受取人の詐欺により、この保険契約を締結したときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

（保険金不法取得目的による無効）

第27条 この保険契約の締結の際に、保険契約者に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

7. 保険契約の内容の変更その他の取扱い

（保険契約の内容の変更）

第28条 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定めるところにより、次の各号に定める保険契約の内容を変更することができます。

1. 保険料の払込方法
 2. 保険料額
 3. 保険料払込期間
 4. 年金支払開始日
 5. 年金の種類
 6. 年金の型
 7. 確定年金の年金支払期間
- ② 前項の規定による保険契約の内容の変更は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとしします。この場合には、保険契約者は、これらの変更手続を事業主を通じて行うことを要します。

（死亡給付金受取人）

第29条 この保険契約の死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある者を除きま

す。)、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある者とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の締結の際、死亡給付金受取人を定めることができます。
- ③ 死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が前2項に規定する受取人の故意によるときは、死亡給付金受取人は被保険者の法定相続人とします。その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、当該部分について同様とします。

(当会社への通知による死亡給付金受取人の変更)

第30条 保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、当会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険契約者は、別表6に定める書類を当会社に提出してください。
- ③ 第1項の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に災害死亡保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から災害死亡保険金または死亡給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- ④ 前条第2項の規定によって定められた死亡給付金受取人または本条第1項の規定による変更後の死亡給付金受取人が、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡して変更されていないときは、前条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、前条第3項の規定を準用します。

(遺言による死亡給付金受取人の変更)

第31条 前条の規定によるほか、保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

- ② 前項による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ③ 本条の場合、保険契約者の相続人は、別表6に定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、第29条（死亡給付金受取人）第3項の規定を準用します。

(死亡給付金受取人が2人以上の場合)

第32条 第29条（死亡給付金受取人）の規定によって定められた死亡給付金受取人または第30条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）もしくは前条の規定による変更後の死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、これらの者の受取割合は均等とし、これらの者は代表者1人を定めることを要します。この場合には、その代表者はこの保険契約について他の死亡給付金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、当会社が前項の死亡給付金受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡給付金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ③ 前2項の規定は、第29条（死亡給付金受取人）第1項に規定する同順位の者が2人以上ある時について準用します。

(年齢の計算)

第33条 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(年齢または性別の誤りの処理)

第34条 被保険者の年齢について誤りが発見された場合に、契約日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、この保険契約

を取り消すことができるものとします。この場合、既に払い込まれた保険料（保険料に相当する額を含みます。）は、保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

- ② 被保険者の性別について誤りが発見された場合は、実際の性別に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

(保険契約者の住所変更)

第35条 保険契約者がその住所または居所を変更した場合には、ただちに当社に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または居所を当社が確認できなかった場合、当社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

(事情の変更)

第36条 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により特に必要があると認めるときには、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向けて変更することがあります。

- ② 前項の規定によりこの普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(時効)

第37条 年金、保険金、給付金、返戻金その他の払い戻し金または契約者配当金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

8. 前厚型の年金支払特則

第38条 この特則は、第4条（年金の型）に規定する年金の型にかえて、前厚型の年金を支払う場合に適用します。

- ② 保険契約者は、保険料払込期間満了の日の2週間前までに、当会社の定めるところにより、前厚型の年金支払を請求することができます。ただし、第1回年金額が当会社の定める金額に満たないときは取り扱いません。
- ③ 前厚型の年金の支払額については、次の各号のとおりとします。
1. 第1回から第5回までの年金額
第1回年金額と同額
 2. 第6回以後の年金額
第1回年金額の50%相当額
- ④ 第2項の規定による前厚型の年金支払の請求は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとします。この場合には、保険契約者は、前厚型の年金支払の手続きを事業主を通じて行うことを要します。

9. 上乗せ年金支払特則

(特則の適用)

第39条 この特則は、被保険者または被保険者の配偶者（内縁関係にある者を含みます。以下「配偶者」といいます。）が別表10に定める事由に該当している場合、年金の受取人が年金支払開始日後に次の各号に定める内容の上乗せ年金の支払を請求したときに適用します。この

場合、請求のあった日から1か月を経過した後の最初に到来する年金支払日を上乗せ年金の年金支払開始日とし、この特則を除く普通保険約款が適用される年金（増加年金を含みます。以下「基本保険年金」といいます。）とともに上乗せ年金を支払います。

1. 上乗せ年金の年金支払期間は、当会社の定める範囲内で年金の受取人が指定した期間とします。ただし、2年以上であることを要します。
 2. 上乗せ年金の種類は確定年金とします。
 3. 上乗せ年金の型は定額型とします。
 4. 上乗せ年金の年金額は、上乗せ年金の年金支払開始日の前日における基本保険年金の積立金のうち、第3項の規定により短縮される年金支払期間（年金が支払われなくなる年金支払期間をいいます。）において支払うべき年金のための積立金に、当会社の定める率を乗じて計算します。
- ② 次のいずれかに該当する場合には、この特則による上乗せ年金の支払は取り扱いません。
1. 年金の型が前厚型の場合
 2. 確定年金で年金支払期間が当会社の定める範囲外の場合
 3. すでに上乗せ年金の支払を取り扱っている場合
- ③ 本条の上乗せ年金の支払を行った場合には、基本保険年金については次のとおり取り扱います。
1. 10年保証終身年金の場合
 - (ア) 残存保証期間内の年金支払期間を上乗せ年金の年金支払期間まで短縮します。
 - (イ) 上乗せ年金の年金支払期間経過後の保証期間中は年金を支払いません。
 - (ウ) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。この場合、基本保険年金の支払額は、この特則の適用がなかった場合の支払額と同額とします。
 2. 確定年金の場合
残存年金支払期間を上乗せ年金の年金支払期間まで短縮します。
- ④ 第5条（年金、保険金、給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、本条の上乗せ年金の支払を取り扱った場合には、被保険者が上乗せ年金の年金支払開始日以後上乗せ年金の年金支払期間中の最後のの上乗せ年金の年金支払日前に死亡したときに限り、未払年金の現価を被保険者の法定相続人に支払います。この場合には、未払年金の現価は、最後のの上乗せ年金の年金支払日までに支払うべき年金のうちの未払年金の現価とします。
- ⑤ この特則の適用を請求するときは、年金の受取人は、別表6に定める必要書類を提出してください。
- ⑥ この特則を適用した場合には、年金証書に裏書します。

（契約者配当金の支払）

第40条 この特則を適用した場合には、第14条（契約者配当金の割当）第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、次に定めるほか、第15条（契約者配当金の支払）第1項第2号の規定により支払います。

1. 上乗せ年金支払期間中の支払
割当を行ったつぎの事業年度における年金支払日に、上乗せ年金の年金額の増額にあてます。この場合、増額された部分を増加年金といい、次に定めるところによります。
 - (ア) 増加年金の種類は確定年金とします。
 - (イ) 増加年金の型は定額型とします。
 - (ウ) 増加年金の年金支払期間満了の日は上乗せ年金の年金支払期間満了の日と同一とします。
2. 10年保証終身年金における上乗せ年金の年金支払期間経過後の支払
上乗せ年金の年金支払期間経過後の保証期間中に支払われる契約者配当金は、割当を行

った次の事業年度における年金支払日から当会社の定める利率による利息を付して積み立てておき、保証期間中に被保険者が死亡したときは被保険者の法定相続人に支払い、保証期間経過後の最初の年金支払日に被保険者が生存しているときはその日に年金額の増額にあてます。

- ② 第15条（契約者配当金の支払）第1項第2号の規定にかかわらず、前条の上乗せ年金の支払を取り扱った場合には、被保険者が上乗せ年金の年金支払期間中の最後の上乗せ年金の年金支払日前に死亡したときに限り、増加年金の未払年金の現価を被保険者の法定相続人に支払います。この場合には、増加年金の未払年金の現価は、最後の上乗せ年金の年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価とします。

10. 年金の分割支払特則

第41条 この特則は、年金の支払について、第1回払にかえて分割支払を取り扱う場合に適用します。

- ② 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定めるところにより、本条の年金の分割支払を請求することができます。ただし、年金額が当会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。
- ③ 前項の規定により、年金の分割支払を行った場合には、次の各号のとおり取り扱います。
1. 被保険者が死亡したことにより、その死亡日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分の現価を被保険者の法定相続人に支払います。
 2. 年金の種類が確定年金の場合で、第21条（保険契約の解約）第1項の規定により、保険契約が解約され、その解約の日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分の現価を保険契約者に支払います。
- ④ 第2項の規定による年金の分割支払の請求は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとします。この場合には、保険契約者は、年金の分割支払の手続きを事業主を通じて行うことを要します。

11. 満55歳で退職する場合の保険料払込期間等の変更特則

第42条 この特則は、保険契約者が保険料払込期間中に満55歳で退職するため、その後の保険料の払込みができない場合に適用します。この場合には、保険契約者は事業主を通じ当社にこの特則の適用を申し出てください。この申出があった保険契約については、次項以下の取扱いを行います。

- ② 前項の保険料の払込みができない場合に該当することとなる日の直後の契約日の月単位の応当日（以下「変更日」といいます。）に、次の変更が行われたものとして取り扱います。
1. 保険料払込期間満了の日は、変更日の前日とします。
 2. 年金支払開始日は、第2条（用語の意義）第3号にかかわらず、変更日の翌日から起算して5年を経過する日とします。
 3. 第1回年金額は、前号に規定する年金支払開始日の前日の積立金額によって定まる額とします。
- ③ 変更日が契約日の年単位の応当日と異なるときには、次のとおり取り扱います。
1. 変更日の直前の契約日の年単位の応当日から変更日の前日までの経過期間に応じて、当会社の定めるところにより計算した契約者配当金については、第14条（契約者配当金の割当）第1項の規定を適用して割り当てます。

別表 1 積立金額例示表

保険料を毎月1,000円ずつ払い込んだ場合

		保険料払込 期間中	保険料払込期間経過後		
			保険料払込期間経過後の年数		
			1 年	3 年	5 年
保 険 料 払 込 年 数	年	円	円	円	円
	1	11,970	—	—	—
	2	23,960	—	—	—
	3	36,000	—	—	—
	4	48,110	—	—	—
	5	60,280	60,540	61,170	61,810
	7	84,810	85,200	86,090	87,000
	10	122,090	122,680	123,970	125,300
	15	185,580	186,510	188,500	190,540
	20	250,820	252,110	254,840	257,630
	25	317,910	319,580	323,090	326,670
	30	386,950	—	—	—

別表 2 第 1 回年金額

年金支払開始日の前日における積立金額に下表の率を乗じて得た金額

10年保証終身年金の場合

年金支払 開始年齢	積立金額に乗ずる率					
	男 性			女 性		
	逓増型	定額型	前厚型	逓増型	定額型	前厚型
60歳	0.0329	0.0511	0.0816	0.0289	0.0464	0.0755
61歳	0.0344	0.0528	0.0838	0.0302	0.0479	0.0775
62歳	0.0360	0.0546	0.0860	0.0316	0.0495	0.0795
63歳	0.0377	0.0565	0.0883	0.0330	0.0512	0.0816
64歳	0.0395	0.0585	0.0907	0.0346	0.0529	0.0839
65歳	0.0414	0.0605	0.0931	0.0363	0.0548	0.0862
66歳	0.0434	0.0626	0.0956	0.0381	0.0567	0.0886
67歳	0.0455	0.0649	0.0982	0.0399	0.0588	0.0911
68歳	0.0477	0.0672	0.1008	0.0419	0.0609	0.0936
69歳	0.0500	0.0695	0.1034	0.0441	0.0632	0.0963
70歳	0.0523	0.0719	0.1061	0.0463	0.0655	0.0990
71歳	0.0548	0.0744	0.1088	0.0486	0.0680	0.1017
72歳	0.0572	0.0769	0.1114	0.0510	0.0705	0.1045
73歳	0.0597	0.0794	0.1140	0.0536	0.0731	0.1073
74歳	0.0623	0.0819	0.1165	0.0561	0.0757	0.1101
75歳	0.0647	0.0843	0.1190	0.0588	0.0784	0.1129

確定年金の場合

年金支払期間	積立金額に乗ずる率	
	定額型	前厚型
6年	0.1691	—
10年	0.1035	0.1369
15年	0.0707	0.1047

別表3 10年保証終身年金の、第10回までの年金のうち未払年金の現価

被保険者の死亡日に応じて、第1回年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年1.0%の率によって割り引いて計算した金額とします。

被保険者の死亡日	第1回年金額に乗ずる率		
	増額型	定額型	前厚型
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	10.894	8.738	6.359
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	9.932	7.805	5.403
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	8.909	6.863	4.437
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	7.825	5.912	3.461
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	6.679	4.951	2.475
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	5.471	3.980	1.990
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	4.199	3.000	1.500
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	2.864	2.010	1.005
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	1.465	1.010	0.505

(注) 第39条の規定により上乗せ年金支払特別を適用した場合には、別に定める計算によります。

別表4 確定年金の、年金のうちの未払年金の現価

被保険者の死亡日に応じて、第1回年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年1.0%の率によって割り引いて計算した金額とします。

被保険者の死亡日	第1回年金額に乗ずる率				
	年金支払期間				
	6年	10年		15年	
定額型		前厚型	定額型	前厚型	
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	4.951	8.738	6.359	13.265	8.623
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	3.980	7.805	5.403	12.378	7.689
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	3.000	6.863	4.437	11.481	6.746
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	2.010	5.912	3.461	10.576	5.793
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	1.010	4.951	2.475	9.662	4.831
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	3.980	1.990	8.738	4.369
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	3.000	1.500	7.805	3.903
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	2.010	1.005	6.863	3.432
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	1.010	0.505	5.912	2.956
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	—	4.951	2.475
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	—	3.980	1.990
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	—	3.000	1.500
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	—	2.010	1.005
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	—	1.010	0.505

(注) 第39条の規定により上乗せ年金支払特別を適用した場合には、別に定める計算によります。

別表5 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表6 必要書類

① 年金、保険金および給付金の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 第1回の年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 被保険者の印鑑証明書
2. 第2回以後の年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 年金証書
3. 災害死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 偶発的な外来の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票 (ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書
4. 災害高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 偶発的な外来の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者の印鑑証明書
5. 死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書
6. 高度障害給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 被保険者の印鑑証明書
7. 上乗せ年金支払特別を適用する場合	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者または配偶者の当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 配偶者の戸籍抄本 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 年金証書

(注) 当会社は上記の書類以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 当会社への通知による死亡給付金受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
2. 遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書
3. 死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 死亡給付金受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類

(注) 当会社は上記の書類以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表7 10年保証終身年金の、第10回年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価
被保険者の死亡日に応じて、増加年金の年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年1.0%の率によって割り引いて計算した金額とします。

被保険者の死亡日	増加年金の年金額に乘ずる率
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	7.805
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	6.863
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	5.912
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	4.951
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	3.980
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	3.000
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	2.010
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	1.010

(注) 第39条の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

別表8 確定年金の、年金支払期間中に支払うべき増加年金の未払年金の現価

被保険者の死亡日に応じて、増加年金の年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年1.0%の率によって割り引いて計算した金額とします。

被保険者の死亡日	増加年金の年金額に乗ずる率		
	年金支払期間		
	6年	10年	15年
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	3.980	7.805	12.378
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	3.000	6.863	11.481
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	2.010	5.912	10.576
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	1.010	4.951	9.662
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	3.980	8.738
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	3.000	7.805
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	2.010	6.863
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	1.010	5.912
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	4.951
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	3.980
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	3.000
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	2.010
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	1.010

(注) 第39条の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

別表9 災害死亡保険金の支払対象となる感染症

災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、財形法第6条第1項第2号ハに規定する政令で定める特別の理由のうち、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りま す。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。））である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、災害死亡保険金の支払対象となる感染症に含めます。

別表10 上乗せ年金支払特則の適用対象となる事由

対象となる事由とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいいます。

1. 傷害または疾病により、責任開始時以後に次のいずれかの身体障害の状態に該当した場合
合
(1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
(2) 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
(3) 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
(4) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
(5) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
(6) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
(7) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
(8) 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
(9) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
(10) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
(11) 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
(12) 10足指の用を全く永久に失ったもの
(13) 1足の5足指を失ったもの
2. 上乗せ年金支払特則の適用を請求するときにおいて、医師の診断により6か月以上の療養が必要と証明された場合

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

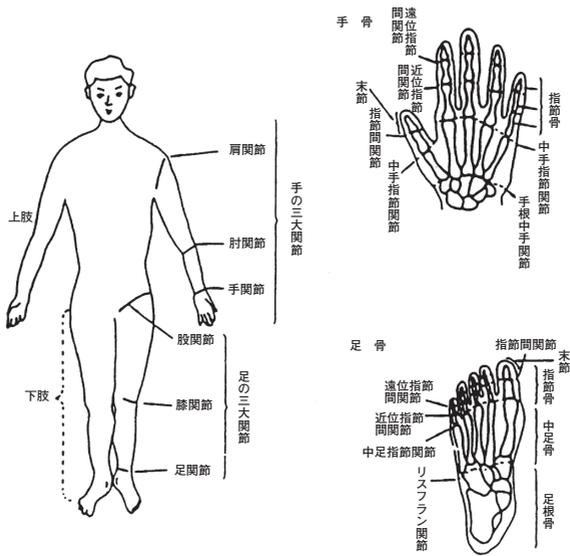
- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。



備考 財形年金積立保険の税制上の取扱いについて

(2022年2月現在)

この保険は、勤労者財産形成年金貯蓄契約として、次に定めるところにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

1. この保険の年金の額から当該年金の額に所得税法施行令第183条第1項第2号に規定する割合を乗じて計算した金額を差し引いて得た金額（これを「差益」といいます。）に関する所得税は非課税となります。
2. 上記1の優遇措置を受けるためには、租税特別措置法第4条の3に規定する手続きをとることを要します。
3. 以下の場合には、租税特別措置法および同法施行令の規定により、上記1の優遇措置を受けることができなくなります。ただし、同法施行令に規定する災害等の事由を原因とし、その事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、同法施行令に規定する手続きを行った上、返戻金の支払を受けた場合には、この限りではありません。
 - (1) この保険契約が解約されたとき（普通保険約款第21条）
 - (2) 退職・転任その他の理由により、不適格事由または継続適用不適格事由に該当することとなった場合で、所定の手続きがなされなかったとき（普通保険約款第22条）
 - (3) 保険料の払込みが2年間中断された場合（普通保険約款第21条）
4. この保険の払込保険料は、生命保険料控除の対象にはなりません。

= MEMO =

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

特に、	しおりのページ
一般財形・財形住宅・財形年金の保障は 次のとおり開始されます	8 ページ
保険金をお支払できないことがあります	11 ページ
保険料のお払込み方法	13 ページ
解約に際してのご注意	14 ページ

などは、ぜひご理解いただきたいことがらです。

ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。



【本店】 〒103-6031 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

【お問い合わせ先】

太陽生命保険株式会社 企業年金課
〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目11番2号
電話 0120-98-1502（通話無料、IP電話の一部は利用不可）
03-3272-6230
受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）